

白岡市第6期障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む。)

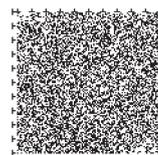


令和3年3月

白岡市



この冊子には
音声コード
(Uni-voiceコード)
があります。



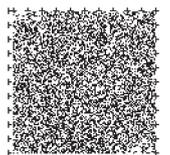
白岡市第6期障害福祉計画

(障害児福祉計画を含む。)

令和3年3月

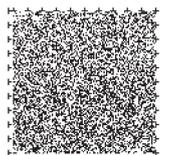
白 岡 市

この冊子は両面に
印刷があります。

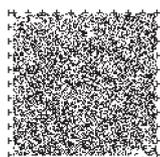


目 次

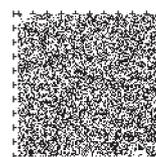
| | | |
|------------|--|-----------|
| 第1章 | 計画の基本的考え方 | 1 |
| 1 | 計画策定に当たって | 1 |
| 2 | 計画の性格 | 3 |
| 3 | 計画の対象者の範囲 | 3 |
| 4 | 計画の期間 | 3 |
| 5 | 計画の策定体制 | 5 |
| 6 | 計画の基本理念 | 5 |
| 第2章 | 障がい者（児）等の現状と課題 | 7 |
| 1 | 障がい者（児）を取り巻く現状 | 7 |
| 2 | 通学・就労の状況 | 14 |
| 3 | 障がい者を取り巻く課題 | 16 |
| 第3章 | 事業計画 | 19 |
| 1 | 基本的な視点 | 19 |
| 2 | 障害福祉サービス等の全体像 | 21 |
| 3 | 障がい者数等の見込み | 24 |
| 4 | 令和5年度における目標値（成果目標） | 28 |
| 5 | 指定障害福祉サービス等の見込み | 39 |
| 6 | 障がい児支援等の見込み | 50 |
| 7 | 地域生活支援事業 | 55 |
| 8 | 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備 | 60 |
| 9 | 発達障害者等に対する支援 | 61 |
| 10 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 62 |
| 11 | 相談支援体制の充実・強化等 | 64 |
| 12 | 障害福祉サービスの質を向上させるための取組 | 65 |
| 13 | サービスの確保策 | 66 |
| 第4章 | 施策を円滑に推進するために重要な事項 | 67 |
| 1 | 成年後見制度の利用促進 | 67 |
| 2 | 障がい者等に対する虐待防止 | 67 |
| 3 | 障がいを理由とする差別の解消の推進 | 67 |
| 4 | サービス利用者の安全確保 | 68 |
| 5 | 障がい者等の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進 | 68 |
| 6 | 視聴覚障がい者等への情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援 | 68 |



| | |
|----------------------|----|
| 第5章 計画の推進 | 69 |
| 1 計画推進のための方針 | 69 |
| 2 関係機関との連携による推進体制の整備 | 70 |
| 資料編 | 73 |
| 策定経過 | 73 |
| 白岡市障害者基本計画等策定懇話会設置要綱 | 74 |
| 白岡市障害者基本計画等策定懇話会委員名簿 | 76 |
| 提言書 | 77 |
| 白岡市心をつなぐ手話言語条例 | 78 |
| 用語説明 | 80 |



第1章 計画の基本的考え方



第1章 計画の基本的考え方

1 計画策定に当たって

障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。

市では「ともに生き ともに支え合うまちに」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策を推進してきました。平成30年には、それまでの障がい者施策の取組を継承しつつ、障がいのある人やその家族・団体の視点から捉えなおし、新たな課題への方策を取りまとめた「白岡市第5期障害者基本計画」を策定しました。平成30年度から令和5年度までの6年間で計画期間とした、市の障がい者施策の基本的な計画であり、その推進を図っています。

また同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための「白岡市第5期障害福祉計画(障害児福祉計画を含む。)」を策定し、サービスの提供に努めています。

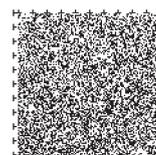
このたび、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「白岡市第5期障害福祉計画(障害児福祉計画を含む。)」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針を踏まえ、「白岡市第6期障害福祉計画(障害児福祉計画を含む。)」を策定するものです。

◎「障がい」と「障害」の表記について

白岡市では、障がいの「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞を除いて、可能な限りひらがなで表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在しています。

◎用語説明について

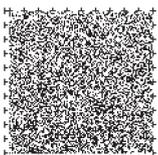
専門用語で説明を要する用語については、「*」印で表記し、資料編の80ページから82ページまでにおいて、説明を記載しています。



【参考：国の動向】

■ 近年の関連法等の制定

| 施行年月 | 法律名等(通称) | 概要 |
|---------|---|--|
| 平成25年4月 | 障害者総合支援法* | <ul style="list-style-type: none"> ●難病*患者への障害福祉サービスの提供 ●重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする) ●共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ●地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える) ●地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等) |
| | 障害者優先調達推進法* | ●障害者就労施設等からの物品の優先調達の推進 など |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●白岡市障害者基本計画策定 ●国 第3次障害者基本計画の策定 | |
| 平成26年1月 | 「障害者の権利に関する条約*」の批准 | ●障害者の権利の実現のための措置等について定める条約 |
| 平成27年4月 | <ul style="list-style-type: none"> ●白岡市第4期障害福祉計画策定 ●第4期埼玉県障害者支援計画の策定 | |
| 平成28年4月 | 障害者差別解消法* | <ul style="list-style-type: none"> ●「障害を理由とする差別」の禁止 ●差別の具体的な内容を示す「対応要領」・「対応指針」の作成など |
| | 障害者雇用促進法*改正 | <ul style="list-style-type: none"> ●雇用の分野における障害を理由とした差別の禁止 ●精神障害者の雇用促進 など |
| 平成28年5月 | 成年後見制度利用促進法* | <ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度利用促進委員会の設置 ●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進(平成29年3月 成年後見制度利用促進計画が閣議決定) |
| 平成28年8月 | 発達障害者支援法*改正 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談体制の整備、保護者への情報提供や助言 ●差別の解消、いじめ・虐待の防止、成年後見制度の利用 ●個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など |
| 平成30年4月 | 障害者総合支援法及び児童福祉法*改正 | <ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助の創設、就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ●医療的ケアを要する障害児に対する支援(平成28年6月施行) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●白岡市第5期障害者基本計画/白岡市第5期障害福祉計画(障害児福祉計画を含む。)策定 ●第5期埼玉県障害者支援計画の策定 ●国 第4次障害者基本計画の策定 | |



2 計画の性格

- 障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものです。
- 国の基本指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るためのものです。
- 国の「障害者基本計画」及び県の「埼玉県障害者支援計画」を踏まえるとともに、市の総合振興計画や地域福祉計画、障害者基本計画などの関連計画との整合性を持って策定するものです。

3 計画の対象者の範囲

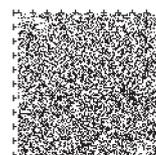
この計画における「障がい者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず「障害者総合支援法」における障害福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障害者、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害者を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）のうち18歳以上である者、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者（令和元年7月1日現在対象疾病は361）をいいます。

また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障害児をいいます。

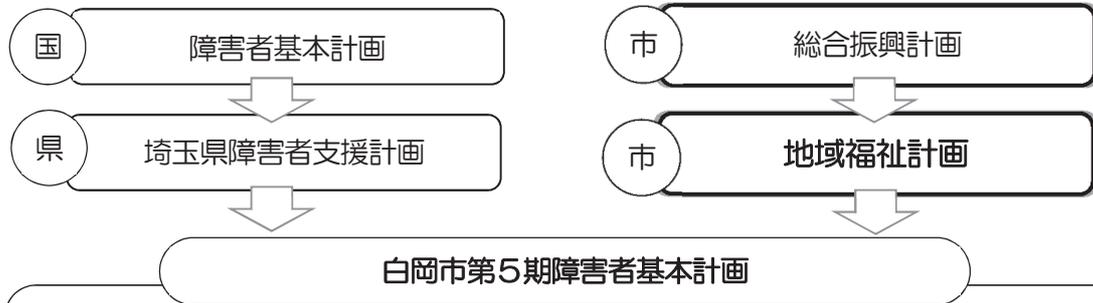
4 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

| 平成 30年度 (2018) | 令和 元年度 (2019) | 令和 2年度 (2020) | 令和 3年度 (2021) | 令和 4年度 (2022) | 令和 5年度 (2023) | 令和6年度(2024)～ |
|-------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|-------------------|
| 白岡市第5期障害者基本計画 | | | | | | 白岡市第6期 障害者基本計画 |
| 白岡市第5期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。) | | 白岡市第6期障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。) | | | 白岡市第7期 障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む。) | |



■ 計画の位置づけ



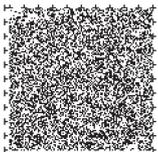
- 障害者基本法*（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：平成30年度から令和5年度まで（6年間）
- 基本理念：ともに生き ともに支え合うまちに

施策の体系

| | |
|--------------------------------|--|
| 基本目標Ⅰ みんなで理解を深め、権利を護るまちにしよう | (1) 相互理解の強化 (2) 地域福祉の促進 (3) 権利擁護の取組の充実 |
| 基本目標Ⅱ 一人一人の生活が充実したまちにしよう | (1) 地域生活支援体制の充実 (2) 日中活動の場の確保 (3) 住まいの場の確保 (4) コミュニケーションの支援 |
| 基本目標Ⅲ 共に働き、共に楽しむまちにしよう | (1) 就労支援体制の充実 (2) 生きがいづくりの支援 |
| 基本目標Ⅳ 安心・安全なまちにしよう | (1) 保健・医療サービスの充実 (2) 福祉のまちづくりの推進 (3) 安全な暮らしの確保 |
| 基本目標Ⅴ 健やかな育成を支援するまちにしよう | (1) 療育体制の充実 (2) 障がい児教育等の充実 |

白岡市第6期障害福祉計画
(障害児福祉計画を含む。)

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画（児童福祉法（第33条の20）に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する実施計画を含む。）
- 計画期間：令和3年度から令和5年度まで（3年間）



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、策定懇話会をはじめ以下の体制で行いました。

○策定懇話会

障がい者やその家族、有識者・知識経験者、公募による委員等で構成され、計画策定に必要な審議を行いました。

○障がい者関係団体・関係機関等のヒアリング

障がいのある人などの生活状況や意見・要望などを把握して計画の基礎資料とするため、障がい者関係団体・関係機関等にヒアリング調査を実施しました。

○パブリックコメント

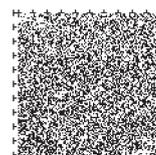
広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の基本理念

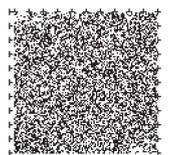
障害者総合支援法に示されている基本理念を踏まえつつ、白岡市の障がい者施策の基本理念として継続的に掲げてきた『ともに生き ともに支え合うまちに』を本計画の基本理念とし、障がい者施策のさらなる発展を目指します。

基本理念

ともに生き ともに支え合うまちに



第2章 障がい者（児）等の現状と課題



第2章 障がい者（児）等の現状と課題

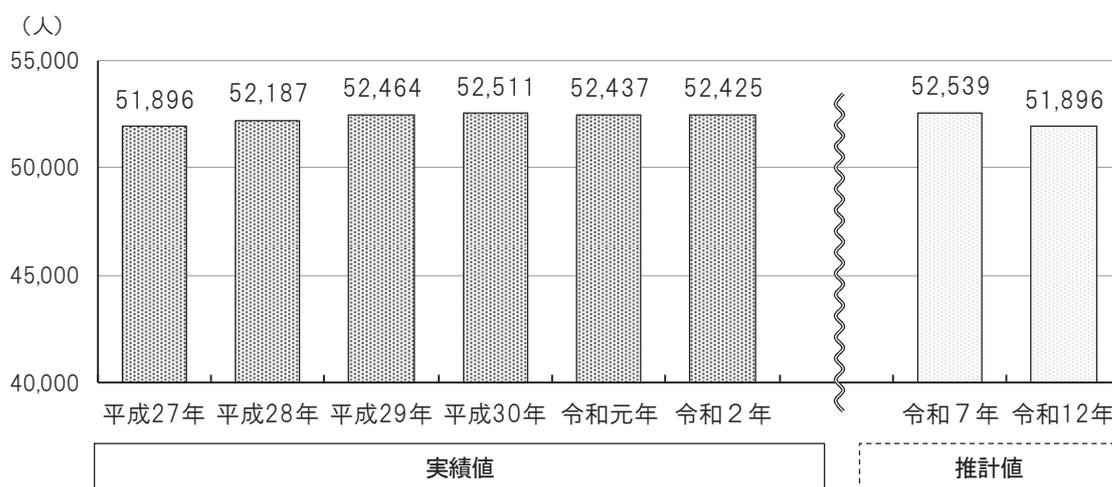
1 障がい者（児）を取り巻く現状

(1) 白岡市の総人口の推移

白岡市の総人口は増加傾向にありましたが、令和元年には減少に転じ、令和2年10月1日現在52,425人となっています。

年齢別の構成をみると、17歳以下は15.1%、18～64歳が57.3%、65歳以上が27.6%となっています。

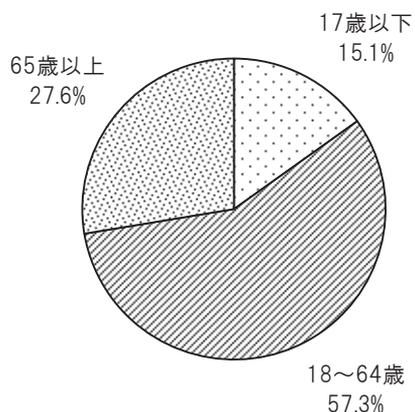
■ 総人口の推移



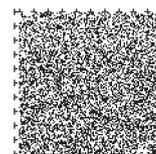
注) 実績値は住民基本台帳人口（10月1日現在）、推計値は「コーホート変化率法」による。

※コーホート変化率法：同一コーホート（出生年が同じ人口集団）の2点間における年齢別人口の変化率に基づいて将来人口を投影する方法

■ 総人口の年齢別構成（令和2年）



注) 住民基本台帳人口（10月1日現在）



(2) 障がい者（児）数の推移

令和2年10月1日現在の障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）で1,275人、知的障害者（児）で301人、精神障害者（児）で444人となっています。総人口に占める割合をみると、身体障害者（児）で2.43%、知的障害者（児）で0.57%、精神障害者（児）で0.85%となっています。

平成27年以降の推移をみると、身体障害者（児）と知的障害者（児）は増減をしながら推移しています。精神障害者（児）は大きく増加傾向にあり、総人口に占める割合も伸びています。

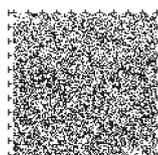
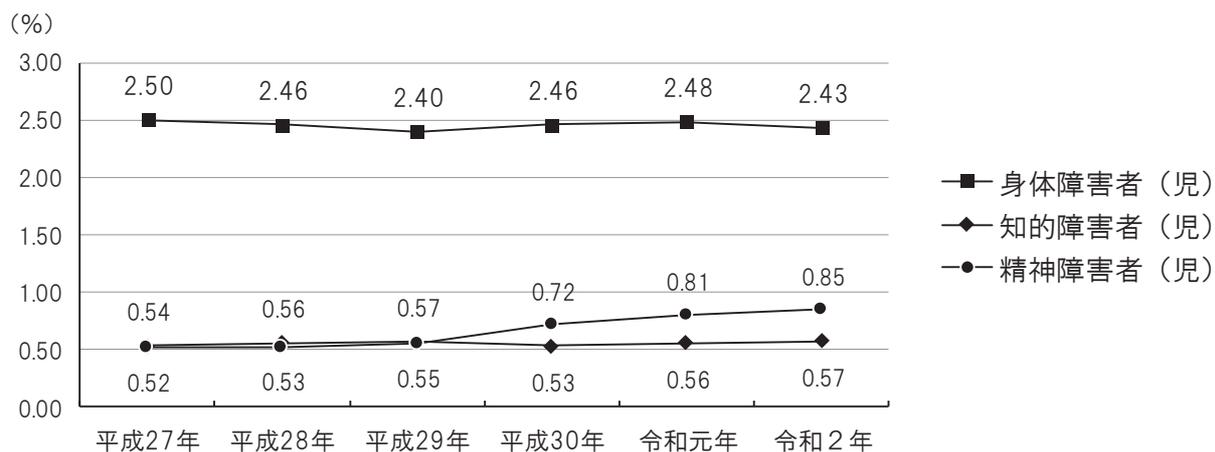
■ 障がい者（児）数の推移

単位：人

| 項目 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 51,896 | 52,187 | 52,464 | 52,511 | 52,437 | 52,425 |
| 身体障害者（児） | 1,299 | 1,285 | 1,259 | 1,292 | 1,303 | 1,275 |
| 対人口比（%） | 2.50 | 2.46 | 2.40 | 2.46 | 2.48 | 2.43 |
| 知的障害者（児） | 278 | 292 | 298 | 280 | 295 | 301 |
| 対人口比（%） | 0.54 | 0.56 | 0.57 | 0.53 | 0.56 | 0.57 |
| 精神障害者（児） | 271 | 275 | 290 | 377 | 423 | 444 |
| 対人口比（%） | 0.52 | 0.53 | 0.55 | 0.72 | 0.81 | 0.85 |

注）各年10月1日現在。総人口は住民基本台帳人口、障害者（児）数は、手帳所持者数による。

■ 総人口に占める障がい者（児）の割合の推移



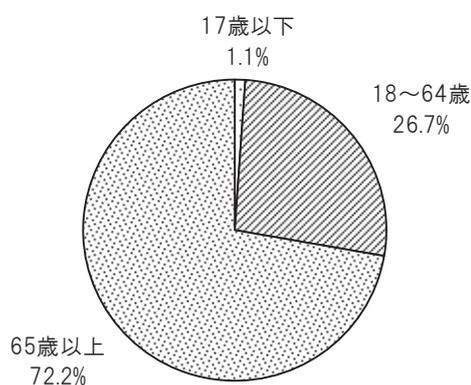
(3) 身体障害者（児）数の推移

令和2年10月1日現在の身体障害者手帳所持者における年齢区分割合をみると、17歳以下は1.1%、18～64歳が26.7%、65歳以上が72.2%となっています。

また、障害の種類別に推移をみると、肢体不自由が最も多くなっています。近年の動向としては、内部障害が増加傾向にあります。

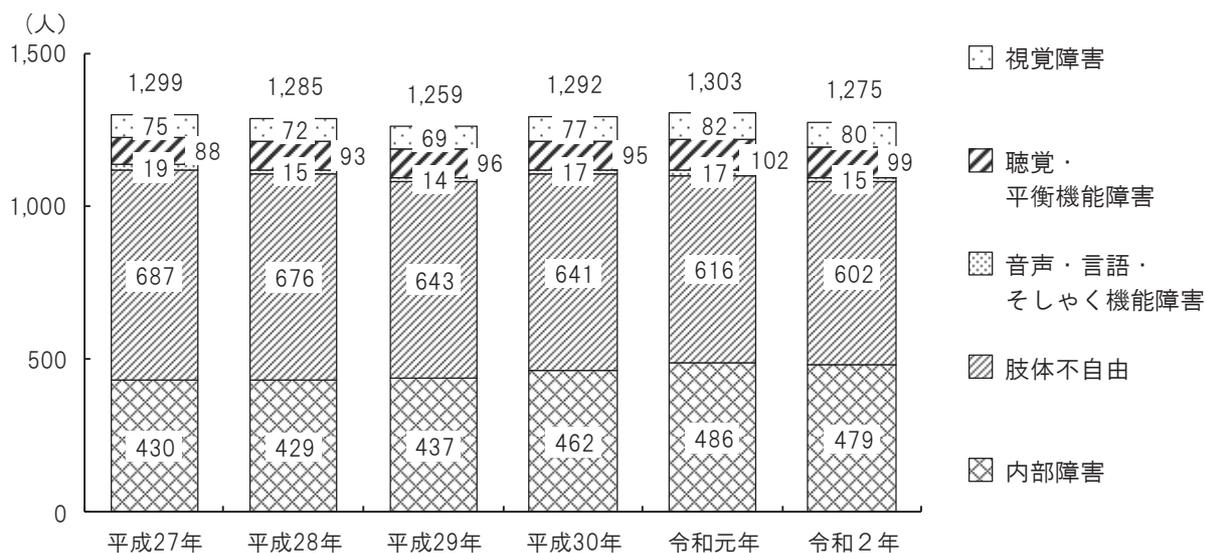
障害の程度別では、1級が最も多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）

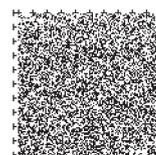


注) 令和2年10月1日現在

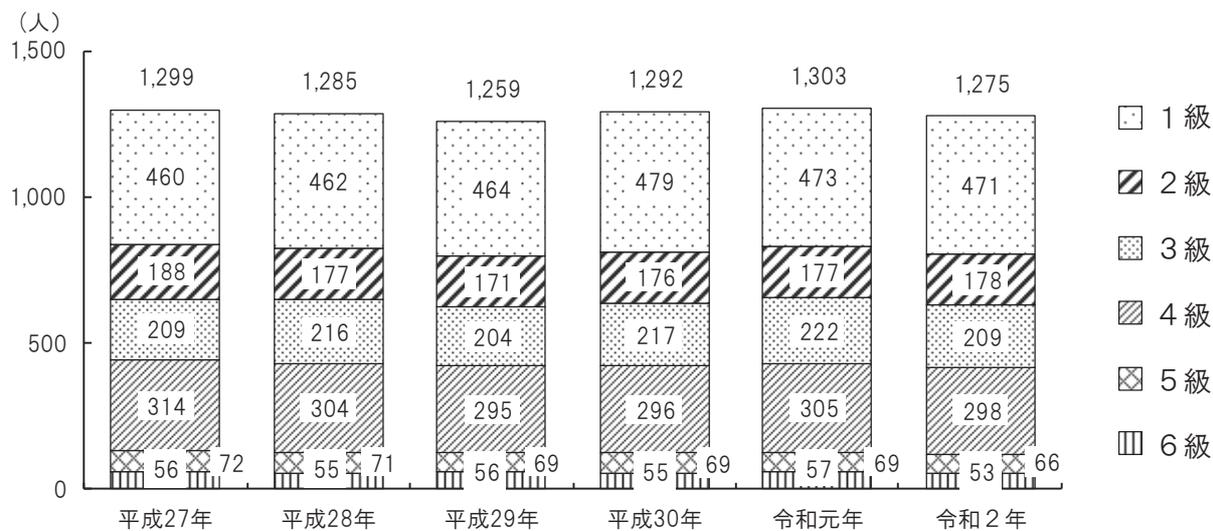
■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の種類別）



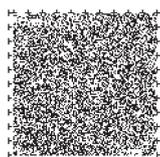
注) 各年10月1日現在



■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障害の程度別）



注) 各年10月1日現在

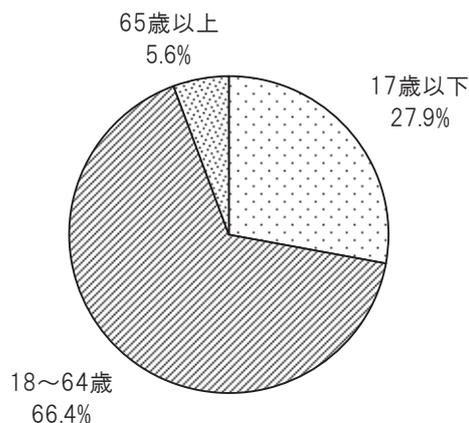


(4) 知的障害者（児）数の推移

令和2年10月1日現在の療育手帳所持者における年齢区分割合をみると、17歳以下は27.9%、18～64歳が66.4%、65歳以上が5.6%となっています。

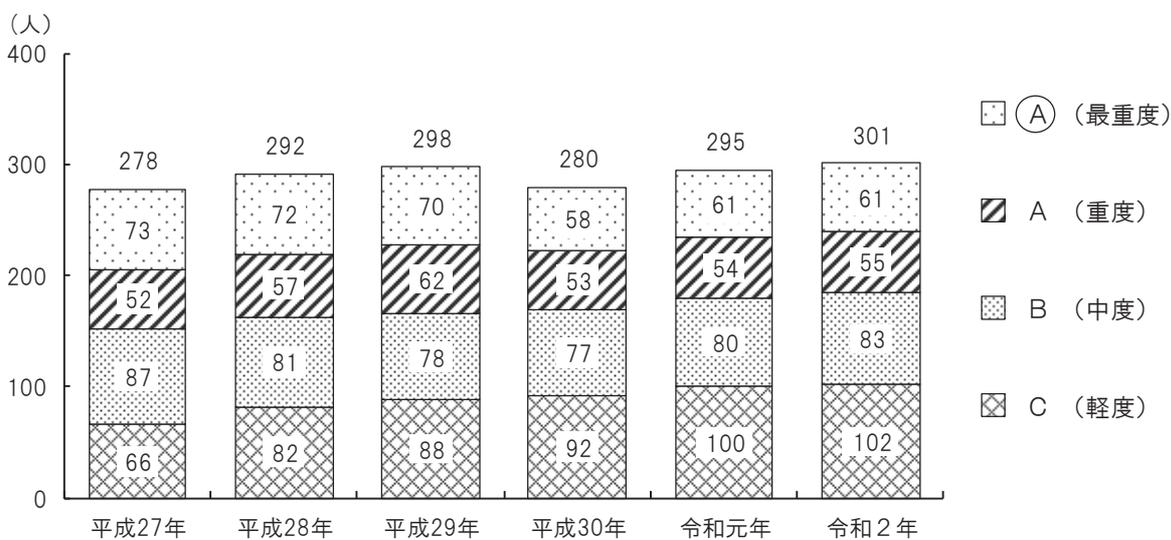
障害の程度別にみると、C（軽度）が増加しており、最も多くなっています。

■ 療育手帳所持者数（年齢区分別）

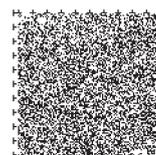


注) 令和2年10月1日現在

■ 療育手帳所持者数の推移（障害の程度別）



注) 各年10月1日現在



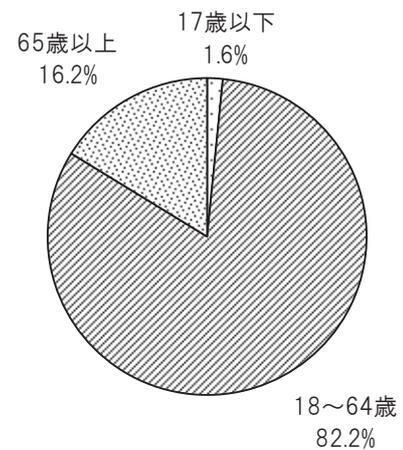
(5) 精神障害者（児）数の推移

令和2年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者における年齢区分割合をみると、17歳以下は1.6%、18～64歳が82.2%、65歳以上が16.2%となっています。

障害の程度別にみると、2級が最も多く、増加傾向となっています。また、3級は平成30年以降大きく増加しています。

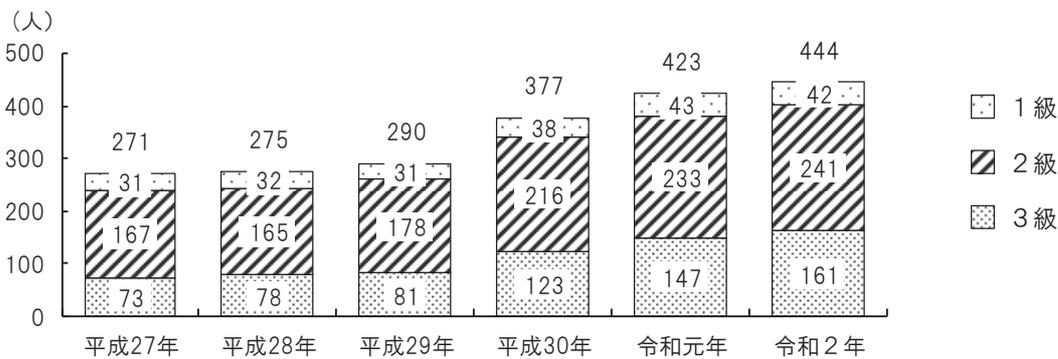
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は概ね増加傾向にありましたが、令和2年はやや減少して655人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数
(年齢区分別)



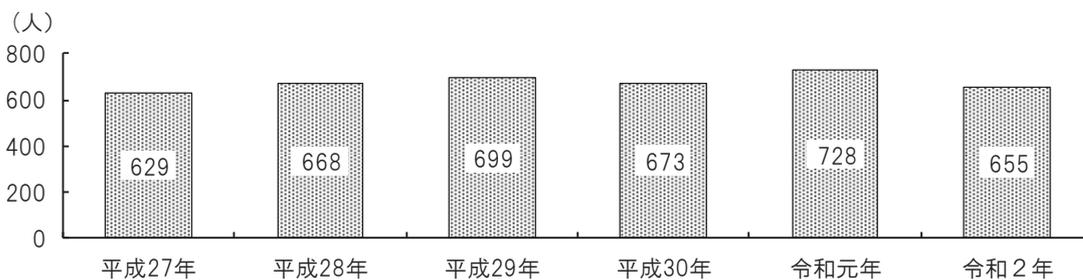
注) 令和2年10月1日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害の程度別）

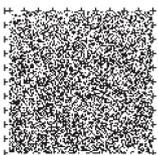


注) 各年10月1日現在

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



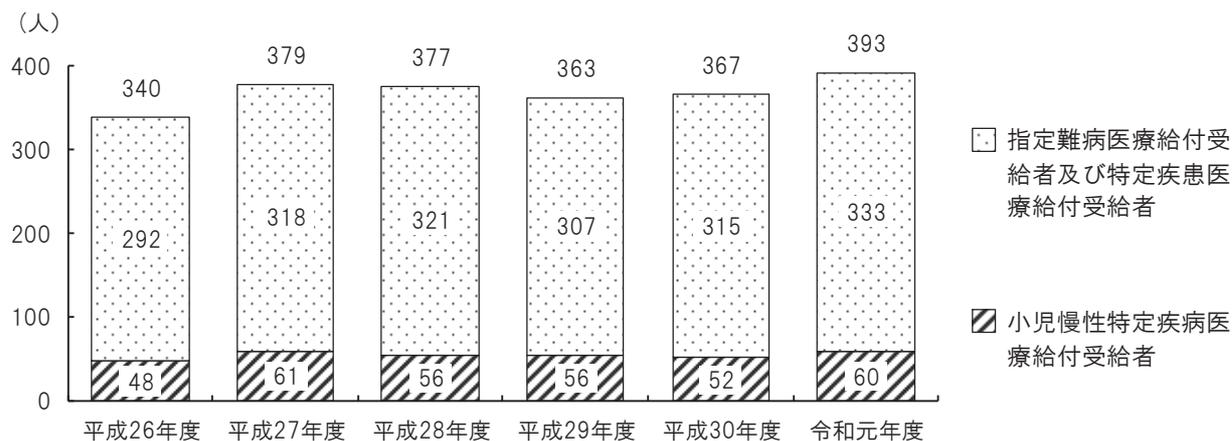
注) 各年10月1日現在



(6) 難病患者の推移

指定難病医療給付★¹及び特定疾患医療給付★²、小児慢性特定疾病医療給付★³の受給者数の推移をみると、指定難病医療給付及び特定疾患医療給付受給者数は、令和元年度は393人で、平成29年度以降は増加傾向にあります。小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、令和元年度は60人となっています。

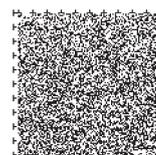
■ 指定難病医療給付受給者及び特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾病医療給付受給者の推移



注) 各年3月31日現在。

特定疾患については、平成26年までは国及び県が対象疾患を指定。平成27年以降は、難病医療法に基づき国が医療給付を行っており、その他の一部疾患については、引き続き県が指定して給付している。

- ★1) 指定難病医療給付：難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、指定される指定難病について、国が医療費を助成するもの。令和元年7月からは、333の疾病が対象となっています。
- ★2) 特定疾患医療給付：特定疾患の治療を受けている方の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、県が公費で負担する制度
- ★3) 小児慢性特定疾病医療給付：児童福祉法に基づき、子どもの慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度



2 通学・就労の状況

(1) 通学の状況

令和2年度の市内特別支援学級の在籍者数は、小学校で46人、中学校で21人となっています。小学校の在籍者数は増加傾向、中学校は年度により増減はありますが、全体的に在籍者数が増加傾向となっています。

令和元年度末現在、特別支援学校在籍者数は32人となっています。令和元年度末の特別支援学校高等部卒業生数は4人で、卒業生の進路は、就職が2人、障がい者支援施設が2人となっています。

■ 市内特別支援学級の在籍者数

単位：人

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 小学校 | 20 | 20 | 27 | 28 | 34 | 42 | 46 |
| 市内児童総数 | 2,637 | 2,605 | 2,631 | 2,584 | 2,582 | 2,591 | 2,648 |
| 中学校 | 20 | 18 | 18 | 17 | 22 | 15 | 21 |
| 市内生徒総数 | 1,348 | 1,368 | 1,333 | 1,301 | 1,256 | 1,273 | 1,237 |
| 合計 | 40 | 38 | 45 | 45 | 56 | 57 | 67 |
| 市内児童・生徒総数 | 3,985 | 3,973 | 3,964 | 3,885 | 3,838 | 3,864 | 3,885 |

注) 各年5月1日現在。教育指導課による。上段の在籍者数は、下段の市内児童・生徒総数に含む。

■ 特別支援学校の在籍者数

単位：人

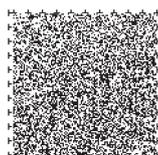
| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 小学部 | 9 | 10 | 14 | 13 | 14 | 12 |
| 中学部 | 3 | 4 | 6 | 4 | 5 | 6 |
| 高等部 | 11 | 11 | 11 | 17 | 14 | 14 |
| 合計 | 23 | 25 | 31 | 34 | 33 | 32 |

注) 各年度末現在

■ 特別支援学校高等部卒業生数・卒業生の進路（市内在住者のみ）

単位：人

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 進学 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就職 | 3 | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 障がい者支援施設 | 5 | 6 | 3 | 3 | 4 | 2 |
| 在宅 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（卒業生数） | 8 | 7 | 6 | 5 | 7 | 4 |



(2) 就労の状況

春日部公共職業安定所管内の数値として、令和元年度に雇用された障がい者の就職件数は410件となっており、増加傾向にあります。

埼玉県内の障がい者雇用者率は年々上昇しており、令和元年度は法定雇用率を上回る2.22%となっています。

■ 障がい者雇用の状況

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 就職件数（件） | 348 | 396 | 397 | 402 | 410 |
| うち身体障害者（件） | 102 | 84 | 90 | 72 | 96 |
| うち知的障害者（件） | 89 | 98 | 86 | 76 | 80 |
| うち精神障害者（件） | 148 | 203 | 203 | 222 | 219 |
| 就業者（人） | 1,589 | 1,767 | 1,922 | 2,094 | 2,181 |
| 新規求職申込み件数（件） | 348 | 383 | 441 | 451 | 442 |

注1) 春日部公共職業安定所管内の実績値（年度合計。ただし、就業者は年度末の実績）

注2) 就職件数には、手帳未所持者も含まれているため、3障害の合計と一致しません。

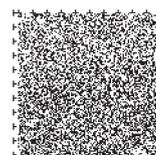
■ 障がい者雇用率の推移

単位：%

| 項目 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
| 埼玉県 | 1.86 | 1.93 | 2.01 | 2.15 | 2.22 |
| 全国 | 1.88 | 1.92 | 1.97 | 2.05 | 2.11 |

注1) 各年6月1日現在

注2) 民間企業の法定雇用率：平成30年3月まで2.0%、平成30年4月から2.2%、令和3年3月から2.3%



3 障がい者を取り巻く課題

計画策定に当たり、障がい者関係団体・関係機関等のヒアリングを実施し、障がい者の生活状況の把握や意見等の収集を行いました。

基礎データの分析やヒアリング結果から、障がい者を取り巻く課題を取りまとめると、以下のような点があげられます。

◆相談支援体制について

ライフステージや生活環境の変化にも円滑に感じられるような継続的な相談支援体制を充実することが求められています。高齢の親が障がいを持つ子どもを介護している家庭も多く、親や家族が支援できなくなったときの暮らしの場や生活の支援に不安も広がっています。計画相談支援を利用せずにセルフプランとなっているサービス利用者もいることから、計画相談支援の活用とともに相談支援事業者の充実・強化が必要です。

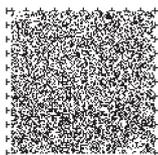
◆地域で安心して生活できるサービス提供基盤について

入所施設や居住系のサービスといった暮らしの場が不足しているとともに、ショートステイや日中活動の場といった地域での生活を支えるサービスも不足しており、引き続きサービス提供体制の充実を図る必要があります。

日中活動の場は、日常的な介護・介助、又は就労や余暇活動などを支援する大切な場であり、様々なニーズに答えられるような提供体制の充実が重要です。また、ショートステイは、緊急時の対応やグループホームの入居体験希望などを含め利用意向が高いことから、提供体制の拡充が求められます。

地域資源を活用して、関係機関や事業所が連携した地域生活支援拠点を整備するとともに、障がいのある人が住み慣れた場所で生涯暮らしていくことの価値を共有し、機能と役割について利用者や事業者にも周知と理解を進めることが重要です。

さらに、サービス提供側の課題として、福祉の現場で働く人材の確保が困難となっています。情報提供や事業所間の連携により運営の強化を促進するとともに、社会における福祉の仕事の理解を進めることが必要です。



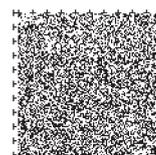
◆障がい児の支援について

障がい児のサービスの放課後等デイサービス及び児童発達支援の利用は増加傾向にあります。市内には提供事業所が少なく十分なサービスを提供できる状況にはなっていません。障がいのある子どもを早期に療育支援につなげるために支援体制の充実と医療的ケア児など支援度の高い障がい者の把握に努めることが必要です。

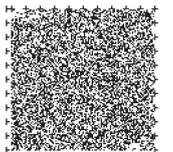
また、障がいのある子どもの成長段階に沿った支援や親の不安を解消できるよう、生涯に渡った支援体制の強化が求められます。

◆障がいの理解や地域での支援などについて

障がい者が地域で生活していくためには、地域の一人一人が、様々な障がいの特性を知り、正しい理解と支え合いが必要です。特に外見では分かりにくい障がいについては、周囲の理解や支援が得られないことも多いことから、地域住民に対する周知や理解をきめ細かく進めることが重要です。



第3章 事業計画



第3章 事業計画

1 基本的な視点

国の「基本指針」に示された基本的理念を踏まえ、次のような基本的な視点に配慮して計画を推進します。

◆視点1：障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

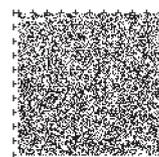
障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

◆視点2：地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制の整備を進めます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

◆視点3：地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組めます。



◆視点4：障がい児の健やかな育成のための発達支援

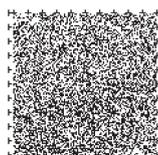
障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、発達障害者等に対しペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努め、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

◆視点5：障がい福祉人材の確保

将来にわたって様々な障がい福祉に関する事業を安定的に実施していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進とともに、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいくことが重要です。

◆視点6：障がい者の生きがいや社会参加を支える取組

障がい者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。障がい者が文化芸術を享受し、鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受できること等の機会を充実し、障がい者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。



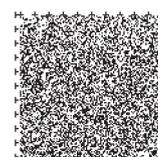
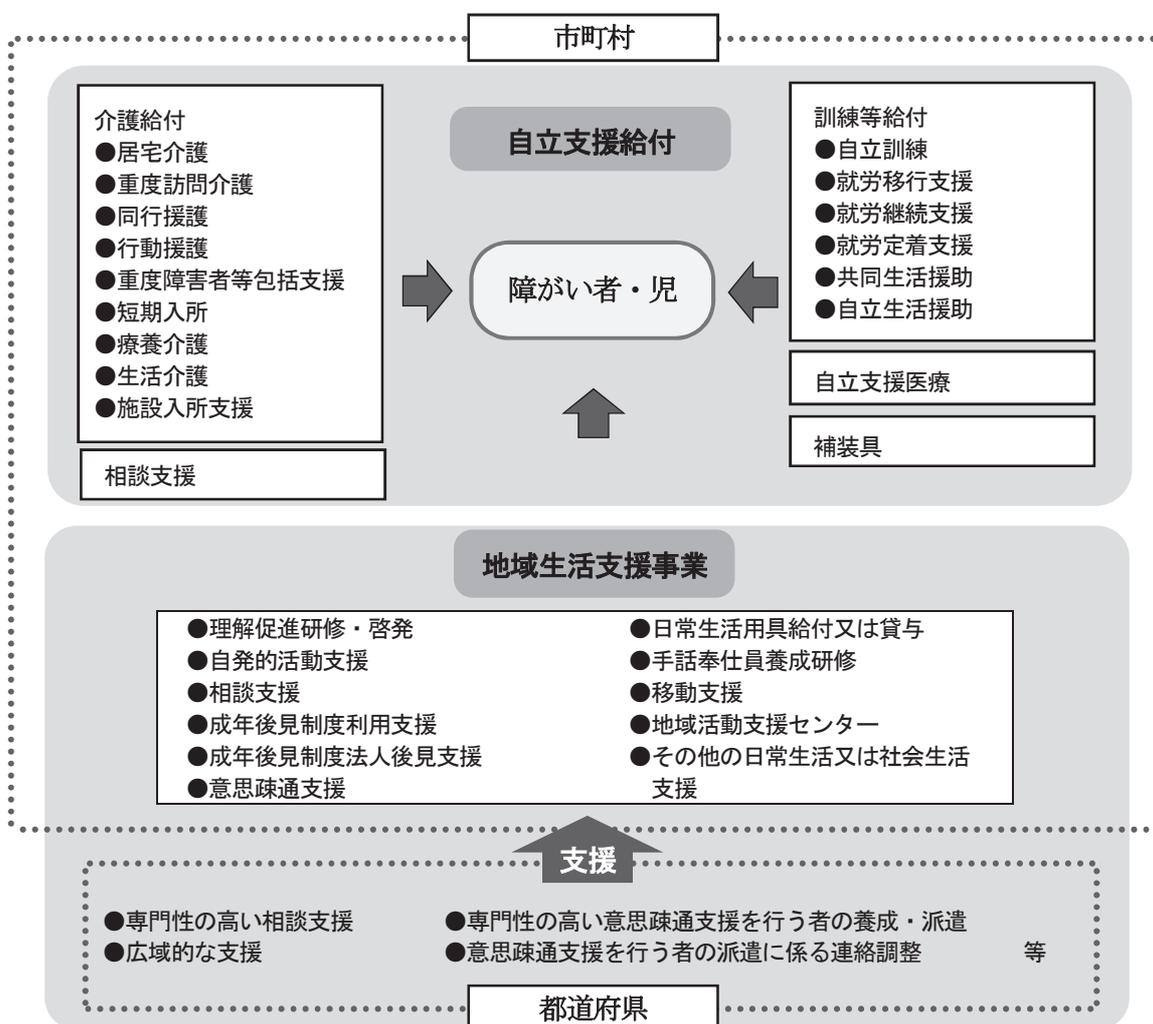
2 障害福祉サービス等の全体像

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■ 障害福祉サービスの全体像



入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能です。

■ 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。
利用者一人一人の個別支援計画を作成して、利用目的に合ったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から1つ又は複数の事業を選択

- 療養介護※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
- 就労定着支援
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

+

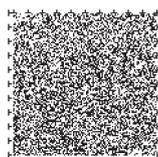
住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援（グループホーム等）

※療養介護については、医療機関への入院と合わせて実施

■ 「障がい者」の相談支援体系

| | | |
|------------------|---|--|
| サービス等 利用計画 | 指定特定相談支援事業者 （計画作成担当） ※事業者指定は、市町村長が行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談） ●計画相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 |
| 地域移行支援 地域定着支援 | 指定一般相談支援事業者 ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 （障がい者・障がい児等からの相談） ●地域相談支援（個別給付） <ul style="list-style-type: none"> ◇地域移行支援 （地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ◇地域定着支援（24時間の相談支援体制等） |



障がい児を対象とした事業は、児童福祉法に根拠規定が一本化されており、「市町村障害児福祉計画」にもとづき、障がい児のサービス提供体制の構築を進めています。

障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

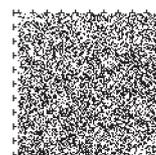
■ 市町村・都道府県における障がい児を対象としたサービス

| | | |
|------|---------|-------------|
| 市町村 | 障害児通所支援 | 児童発達支援 |
| | | 医療型児童発達支援 |
| | | 居宅訪問型児童発達支援 |
| | | 放課後等デイサービス |
| | | 保育所等訪問支援 |
| 都道府県 | 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 |
| | | 医療型障害児入所施設 |

■ 「障がい児」の相談支援体系

| | | | |
|---------------|--------|---|---|
| サービス等 利用計画 | 居宅サービス | 指定特定相談支援事業者 ※事業者指定は、市町村 長が行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 (障がい児や障がい児保護者等からの相談) ●計画相談支援(個別給付) <ul style="list-style-type: none"> ◇サービス利用支援 ◇継続サービス利用支援 |
| 障害児支援 利用計画 | 通所サービス | 障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村 長が行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ●障害児相談支援(個別給付) <ul style="list-style-type: none"> ◇障害児支援利用援助 ◇継続障害児支援利用援助 |

※障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。



3 障がい者数等の見込み

「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）、「指定相談支援」、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

（1）障がい者数等の見込み

身体障害者（児）と知的障害者（児）は、近年は増減しながら微増で推移しており、今後も同様な傾向が続くとみられます。精神障害者（児）については、大きく増加してきていることから、計画期間中も増加するものと見込まれます。

■ 障がい者（児）数推計値

単位：人

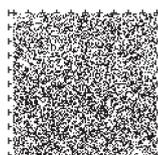
| 項目 | 実績値 | 推計値 | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 身体障害者（児） | 1,275 | 1,281 | 1,287 | 1,293 |
| 知的障害者（児） | 301 | 303 | 304 | 306 |
| 精神障害者（児） | 444 | 498 | 554 | 611 |
| 合計 | 2,020 | 2,082 | 2,145 | 2,210 |

注）各年10月1日現在。数値は手帳所持者数による。合計は、各手帳所持者数を合算したもの

（2）障害福祉サービスの見込み

指定障害福祉サービスは、障害者総合支援法により、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、市では提供されるサービスについて見込量を定めます。

算出に当たっては、手帳所持者数の動向をはじめ、平成30年度以降のサービスごとの利用実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。



(3) 障がい児支援等の見込み

障がい児支援のサービスは、児童福祉法により、障がい児の健やかな育成と発達を支援するためのサービスです。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供については、市で見込量を定めます。

算出に当たっては、平成30年度以降のサービスごとの利用実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。

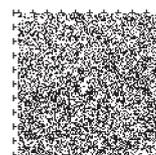
(4) 地域生活支援事業の見込み

障害者総合支援法では、障がい者の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。

地域生活支援事業の見込量算出に当たっては、手帳所持者数の動向、各事業及びサービスごとの実績の推移や利用意向など、市の状況を考慮しました。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

「地域自立支援協議会」において、今後も中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障がい者を支えるネットワークの構築や福祉資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、さらには地域生活支援拠点等を中心とした地域における様々な支援策等について検討します。



■ 地域自立支援協議会の役割

埼玉北地区地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、3市2町の広域で設置し、定期的に協議を行います。また、部会を設置し、個々の事例や地域課題に対する支援策等の検討を行っています。

【構成メンバー】

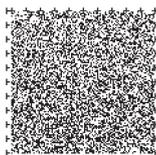
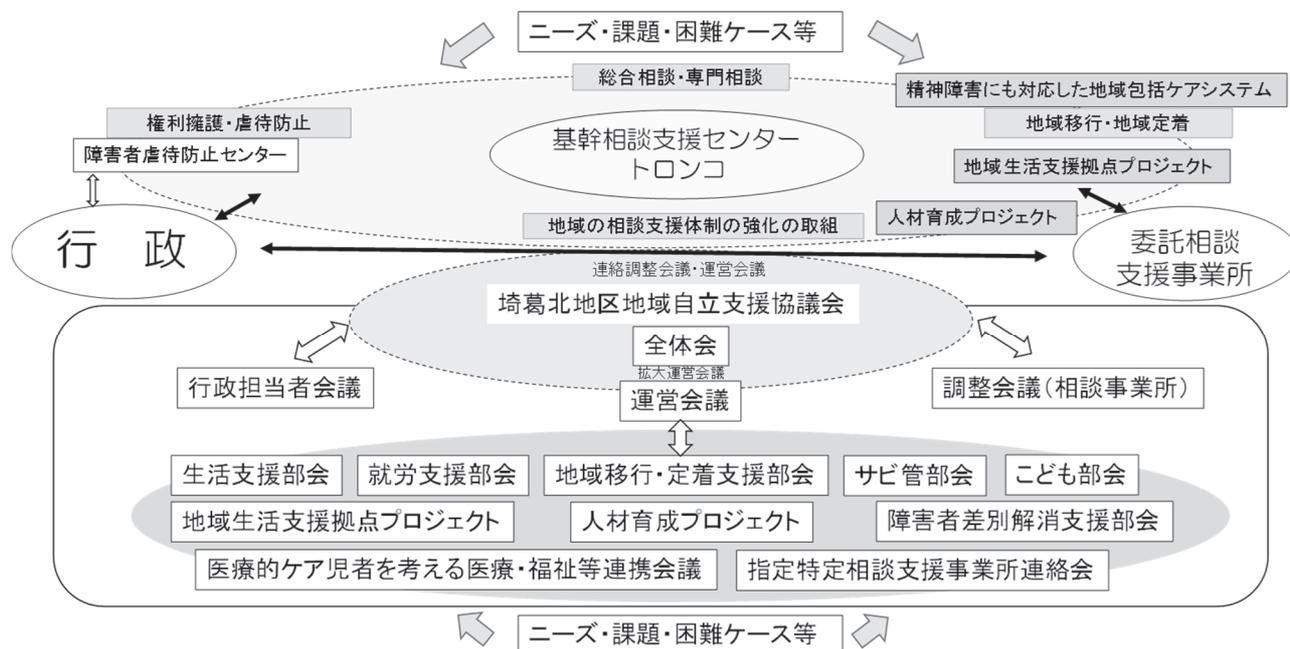
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、雇用支援機関、企業、障がい者団体、学識経験者など、地域の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【協議事項】

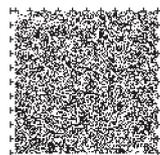
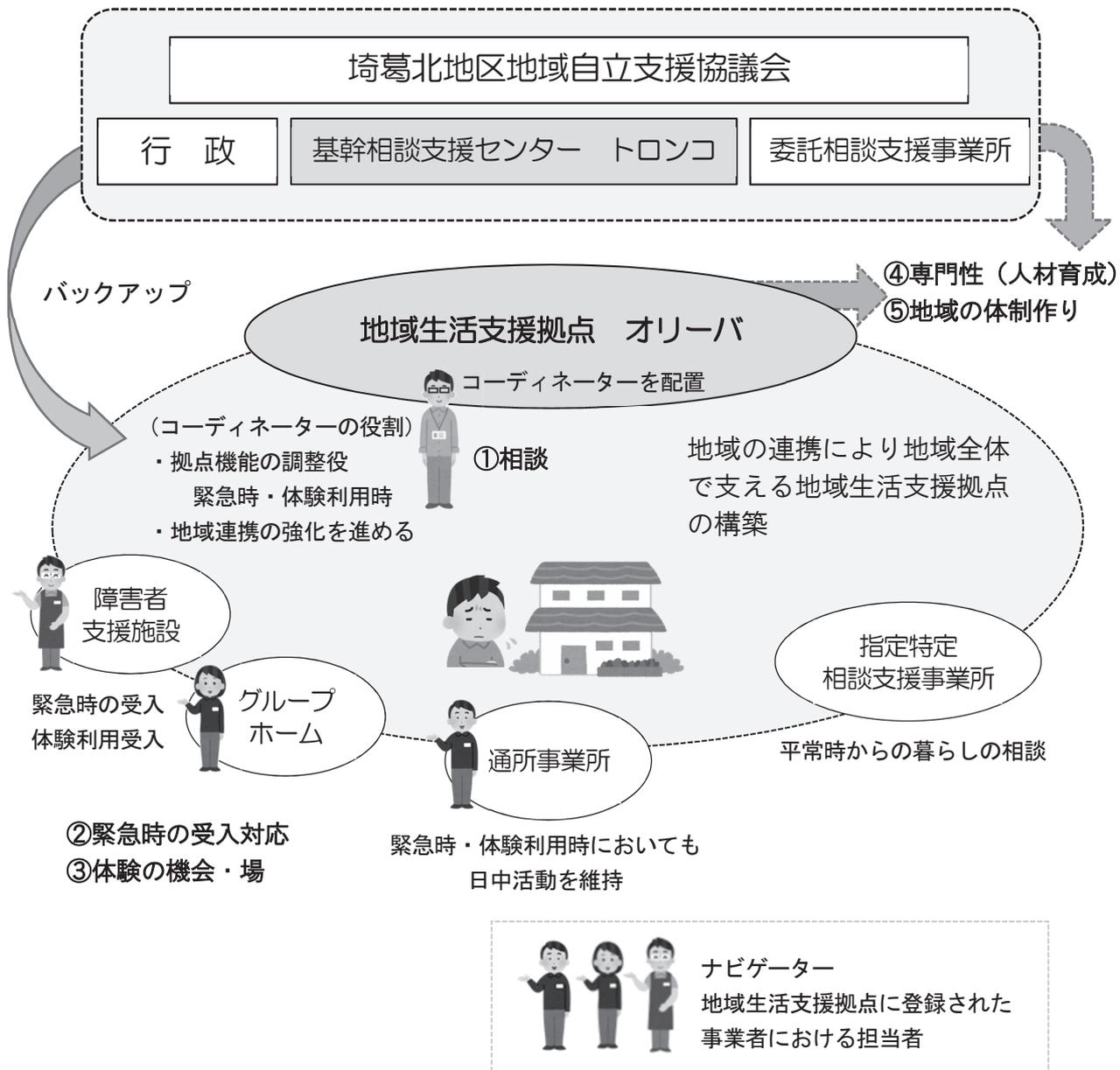
- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関すること（当該事例の支援関係者等による個別の支援会議を必要に応じて開催しています。）。
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- ・ 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- ・ 市町村相談支援機能強化事業に関すること。
- ・ 権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別の部会等の設置、運営等に関すること。

※3市2町とは：利根（南）障害保健福祉圏域における市町で、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町で構成されています。

■ 地域自立支援協議会の組織体制（令和2年10月1日現在）



■ 埼玉北地区 地域生活支援拠点のイメージ図



4 令和5年度における目標値（成果目標）

本計画は、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進していくことが主要課題となっています。これらの課題解決に向けて、令和5年度の基本的な目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標を達成するために必要な活動指標を設定し、実施状況を確認するものとします。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。
- 令和2年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

■ 県の考え方 ■

- 地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

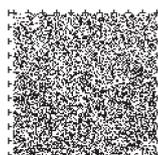
〈設定しない理由〉

本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。

令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|---------------------|------|---------------------------------------|
| 施設入所者数（A） | 39人 | 令和元年度末時点の入所者数 （施設入所支援を利用している者の合計数） |
| 【目標値】 地域生活移行数（B） | 2人 | （A）のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数 |
| 【目標値】 地域生活移行率 | 5.1% | （B/A） 国・県の目標は6%以上 |

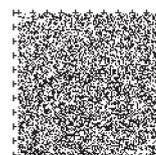


【今後の方向性】

- 地域生活への移行には住まいの確保が必要です。グループホームなどの生活基盤整備については、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 居住の場に加えて、在宅での生活を継続するためには、訪問系サービスや日中活動の場の確保、身近な相談窓口や情報提供など、様々なサポートが必要となります。利用者に対する相談支援によるケアマネジメントを進め、地域での生活を支える各種サービスを合わせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障がいの特性や障がい者に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いの促進に努めます。

【活動指標】

訪問系サービスの利用者数、利用日数
生活介護の利用者数、利用日数
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
施設入所支援の利用者数



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する。
- 退院率を、入院後3か月時点は69%以上、入院6か月時点は86%以上とし、入院後1年時点は92%以上とする。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

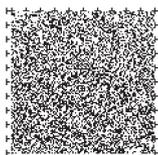
目標値は県で設定します。

【今後の方向性】

- 精神病床からの地域生活への移行に向けては、相談支援事業者との連携による地域移行支援、地域定着支援が必要になります。保健、医療、福祉関係者による協議の場を進め、地域自立支援協議会と連携しながら、相談支援、情報提供等を充実し、可能な限り在宅生活に移行できるよう支援します。
- 精神障がいに対する市民の理解を深めるため、地域自立支援協議会と連携しながら、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

【活動指標】

自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
就労移行支援の利用者数、利用日数
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
共同生活援助の利用者数
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
計画相談支援の利用者数



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

○1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■ 県の考え方 ■

○国基本指針のとおり

地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標を設定します。

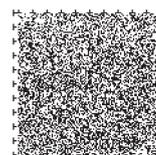
【成果目標】

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|-------------------------|-----|-----------------------------|
| 【目標値】 地域生活支援拠点の整備数 | 1 | 令和5年度末の地域生活支援拠点の整備数 広域で1 |
| 【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数 | 1回 | 運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上 |

【今後の方向性】

○相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の体制の充実を進めます。

○障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備え、障がい者の地域生活支援を進めるため、地域自立支援協議会と連携しながら、地域生活支援拠点等の運用を進めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする。
- 一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では1.30倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用を7割とする。
- 就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- 目標値の設定に当たっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

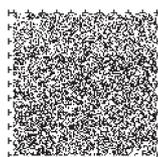
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

【成果目標】

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|----------------------|------|------------------------------|
| 年間一般就労移行者数（実績） | 6人 | 令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数 |
| 【目標値】 年間一般就労移行者数 | 10人 | 令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数 |
| 【目標値】 一般就労移行の増加割合 | 1.7倍 | 国の目標値は令和元年度の1.27倍以上 |

就労移行支援事業

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|----------------------|------|-------------------------------|
| 年間一般就労移行者数（実績） | 5人 | 令和元年度において就労移行支援事業から一般就労した人の数 |
| 【目標値】 年間一般就労移行者数 | 7人 | 令和5年度において就労移行支援事業から一般就労をした人の数 |
| 【目標値】 一般就労移行の増加割合 | 1.4倍 | 国の目標値は、令和元年度の1.30倍 |



就労継続支援A型

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|----------------------|------|---|
| 年間一般就労移行者数（実績） | 1人 | 令和元年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数 |
| 【目標値】 年間一般就労移行者数 | 2人 | 令和5年度において就労継続支援A型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和元年度の1.26倍 |
| 【目標値】 一般就労移行の増加割合 | 2.0倍 | |

就労継続支援B型

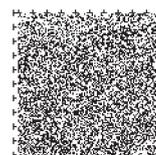
| 項目 | 数値等 | 備考 |
|----------------------|-----|---|
| 年間一般就労移行者数（実績） | 0人 | 令和元年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数 |
| 【目標値】 年間一般就労移行者数 | 1人 | 令和5年度において就労継続支援B型から一般就労をした人の数 国の目標値は、令和元年度の1.23倍 |
| 【目標値】 一般就労移行の増加割合 | 皆増 | |

就労移行支援事業等

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|------------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 年間一般就労移行者数 | 10人 | 令和5年度の、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計 |
| 一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数 | 7人 | 令和5年度 |
| 【目標値】 一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合 | 70% | 令和5年度 国の目標値は、7割以上 |

就労定着支援事業

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|---------------------------------|------|----------------|
| 就労定着支援事業所数（A） | 1 | 令和5年度末時点 |
| 就労定着率8割以上の事業所数（B） | 1 | 令和5年度末 |
| 【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 | 100% | (B/A) 令和5年度末時点 |

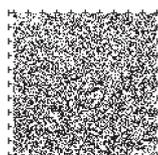


【今後の方向性】

- 就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら情報収集・提供を行い、広く事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に取り組みます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や企業側の努力だけでなく、職場の仲間など周囲の人々の見守りや支え合い等が大切です。地域住民に対して、障がい者への理解が深まるよう、啓発に努めます。

【活動指標】

| |
|---|
| 就労移行支援の利用者数、利用日数 |
| 就労定着支援の利用者数、利用日数 |
| 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) |
| 就労継続支援事業所における工賃等 |



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。

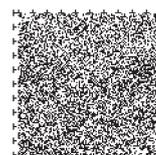
■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

障がい児支援の提供体制の整備を図るため、児童発達支援センターの充実のほか、保育所等訪問支援の体制の構築、重症心身障害児を支援する事業所の設置、医療的ケア児の適切な支援のための関係機関の協議の場の設置・充実について、目標を設定します。

【成果目標】

| 項目 | 数値等 | 備考 |
|-------------------------------------|-----|----------------|
| 【目標値】 児童発達支援センターの設置 | 2か所 | 令和5年度末までに1か所以上 |
| 【目標値】 保育所等訪問支援の体制の構築 | 有 | 令和5年度末まで |
| 【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 2か所 | 令和5年度末までに1か所以上 |
| 【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 2か所 | 令和5年度末までに1か所以上 |



| 項 目 | 数値等 | 備 考 |
|--|-----|----------|
| 【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置 | 設置 | 令和5年度末まで |
| 【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 配置 | 令和5年度末まで |

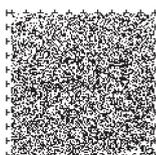
※いずれも地域自立支援協議会の圏域内において設置や実施を目標とします。

【今後の方向性】

- 児童発達支援センターの整備・充実に努めます。
- 障がい児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置・充実に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

【活動指標】

児童発達支援センターの設置数
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数



(6) 相談支援体制の充実・強化等

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
- 実施に当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制についての目標を設定します。

【成果目標】

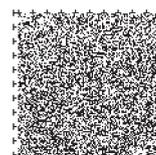
| 項目 | 数値等 | 備考 |
|--|-----|----------|
| 【目標値】 専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保 | 有 | 令和5年度末まで |

【今後の方向性】

- 地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターにおける取組を中心に、専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制を実施する体制の確保を進めます。

【活動指標】

相談支援事業者への指導・助言件数
相談支援事業者の人材育成の支援件数
相談機関との連携強化の取組の実施回数



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■ 国の基本方針（令和5年度までの目標） ■

- 障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■ 県の考え方 ■

- 国基本指針のとおり

利用状況を把握し、障害福祉サービス等の提供についての検証に関する目標を設定します。また、障害福祉サービス等の質の向上についての取組の目標を設定します。

【成果目標】

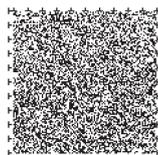
| 項目 | 数値等 | 備考 |
|---|-----|----|
| 【目標値】 障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施 | 有 | |
| 【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 | 有 | |

【今後の方向性】

- 障がい者や関係団体、関係機関からのヒアリング等の調査を実施し、障害福祉サービス等の提供について検証を行います。
- 地域自立支援協議会と連携し、障害福祉サービス等の提供や質の向上について取組を進めます。

【活動指標】

県が実施する研修への市町村職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築と実施回数
県が実施する指導監査の適正実施と共有体制の構築及び共有回数



5 指定障害福祉サービス等の見込み

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|------------|---|
| 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚の障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。 |

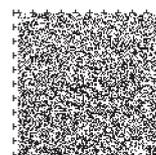
【サービス見込量】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

| 項 目 | | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|-----|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | |
| 利用時間 (時間/月) | 見込量 | 1,425 | 1,550 | 1,675 | 見込量 | 1,707 | 1,777 | 1,850 |
| | 実績 | 1,625 | 1,639 | (見込) 1,424 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 57 | 62 | 67 | 見込量 | 81 | 84 | 87 |
| | 実績 | 78 | ※78 | (見込) 63 | | | | |

※参考 令和元年度のサービスごとの利用人数の内訳

| 項 目 | 居宅介護 | 重度訪問介護 | 同行援護 | 行動援護 | 重度障害者等 包括支援 | 合 計 |
|---------------|------|--------|------|------|----------------|-----|
| 利用人数 (人/月) | 35 | 3 | 1 | 39 | 0 | 78 |



【現状と見込量の考え方】

- 訪問系サービスの中では、居宅介護及び行動援護の利用人数が多い傾向にあります。
- 令和元年度以前は、利用人数は横ばいでしたが、利用時間数は増加していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は、利用人数、利用時間数が減少している傾向にあります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮せずに考えると、家族等の介護者の高齢化等に伴い、今後もニーズは増加していくものとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 在宅生活の継続に向けて必要なサービスであり、また、家族等の介護者の高齢化に伴い、今後さらにニーズの高まりが予想されることから、サービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした研修等の情報提供を行ってまいります。

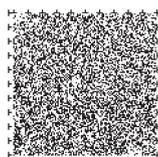
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 短期入所 (福祉型、医療型) | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。 |



【サービス見込量】

生活介護

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 1,385 | 1,436 | 1,461 | 見込量 | 1,257 | 1,306 | 1,358 |
| | 実績 | 1,160 | 1,180 | (見込) 1,219 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 59 | 61 | 62 | 見込量 | 62 | 64 | 67 |
| | 実績 | 58 | 61 | (見込) 62 | | | | |

療養介護

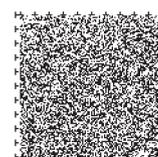
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 11 | 12 | 12 | 見込量 | 12 | 13 | 13 |
| | 実績 | 11 | 11 | (見込) 12 | | | | |

短期入所（福祉型）

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 56 | 70 | 70 | 見込量 | 75 | 79 | 83 |
| | 実績 | 40 | 61 | (見込) 49 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 8 | 10 | 10 | 見込量 | 18 | 19 | 20 |
| | 実績 | 13 | 16 | (見込) 7 | | | | |

短期入所（医療型）

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 21 | 21 | 28 | 見込量 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績 | 16 | 11 | (見込) 3 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 3 | 3 | 4 | 見込量 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 5 | 4 | (見込) 1 | | | | |



【現状と見込量の考え方】

- 生活介護や療養介護の利用は、大きな増加はなく、微増で推移していることから、今後も同様な傾向が続くとみられます。
- 短期入所（福祉型）については、利用人数、利用日数ともに増加しています。短期入所のニーズは高いことから、今後も利用は増加するとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 日中活動の場の確保に向けて、事業者や相談機関等と連携を図り、利用者に対する事業者情報の提供に努めます。
- 短期入所のニーズに対応できるよう、提供体制の充実が求められます。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練【訓練等給付】

障がい者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

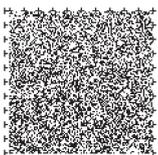
【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|------------|---|
| 自立訓練（機能訓練） | 身体機能のリハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。 |
| 自立訓練（生活訓練） | 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。 |

【サービス見込量】

自立訓練（機能訓練）

| 項 目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 22 | 22 | 22 | 見込量 | 15 | 15 | 15 |
| | 実績 | 23 | 10 | (見込) 15 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 2 | 2 | (見込) 1 | | | | |



自立訓練（生活訓練）

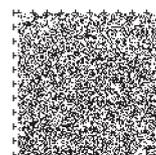
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 40 | 40 | 40 | 見込量 | 84 | 84 | 96 |
| | 実績 | 44 | 49 | (見込) 72 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 4 | 4 | 4 | 見込量 | 7 | 7 | 8 |
| | 実績 | 3 | 6 | (見込) 6 | | | | |

【現状と見込量の考え方】

- 自立訓練（機能訓練）の利用者数は、横ばいの状況であり、訓練をできる場所が限られていることから、今後も同様な傾向が続くとみられます。
- 自立訓練（生活訓練）の利用は増加しており、今後も同様な傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。
- サービスの提供に向けて、事業者情報の収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。



③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型・B型) | 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談、企業や関係機関等との連絡調整、指導・助言等の支援を行います。 |

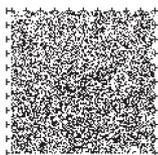
【サービス見込量】

就労移行支援

| 項 目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 309 | 327 | 345 | 見込量 | 322 | 334 | 346 |
| | 実績 | 282 | 311 | (見込) 288 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 18 | 19 | 20 | 見込量 | 28 | 29 | 30 |
| | 実績 | 24 | 27 | (見込) 24 | | | | |

就労継続支援 (A型)

| 項 目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 85 | 85 | 102 | 見込量 | 282 | 302 | 322 |
| | 実績 | 167 | 239 | (見込) 242 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 5 | 5 | 6 | 見込量 | 14 | 15 | 16 |
| | 実績 | 13 | 14 | (見込) 14 | | | | |



就労継続支援（B型）

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 1,242 | 1,260 | 1,278 | 見込量 | 1,278 | 1,310 | 1,344 |
| | 実績 | 1,214 | 1,272 | (見込) 1,258 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 69 | 70 | 71 | 見込量 | 75 | 77 | 79 |
| | 実績 | 79 | 79 | (見込) 74 | | | | |

就労定着支援

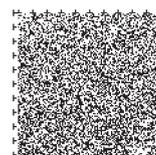
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 8 | 10 | 12 |
| | 実績 | 1 | 5 | (見込) 6 | | | | |

【現状と見込量の考え方】

○就労への希望と意欲の高まりから、利用人数・利用日数ともに概ね増加傾向にあることから、今後もニーズは増加するとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 就労先の確保のために、公的機関、民間企業、福祉施設等が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- その人に合った内容で利用できるよう、多様な事業所の充実が望まれることから、事業者の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 特別支援学校と連携を図り、在学中から卒業後の進路希望先についての情報共有に努めます。



(3) 住まいの確保（居住系サービス）

①居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。 さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。 |
| 自立生活援助 | 障害者支援施設やグループホーム等から退所して一人暮らしをする方に、一定期間定期的に居宅を訪問し、日常生活状況や体調、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談等に、訪問、電話、メール等による対応も行います。 |

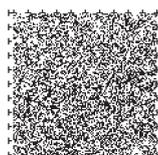
【サービス見込量】

共同生活援助（グループホーム）

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 18 | 19 | 20 | 見込量 | 24 | 26 | 28 |
| | 実績 | 18 | 19 | (見込) 22 | | | | |

自立生活援助

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | (見込) 1 | | | | |



【現状と見込量の考え方】

- 共同生活援助（グループホーム）の利用人数は、微増傾向にあります。入所を希望する人が多いことから、今後も同様な傾向が続くとみられます。
- 自立生活援助の利用者数は、横ばいの状況であり、利用期間が1年間であることから、今後も同様な傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 地域生活への移行に向けて、居住系サービスの確保も重要になります。家族等介護者の高齢化等にも伴い、ニーズの拡大も予想されることから、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。
- 近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていきます。
- 地域生活への移行を希望している人、自立生活を希望している人への住まいの確保に向けて、体験的な利用ができるよう、情報提供を進めていきます。
- 事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進します。

②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

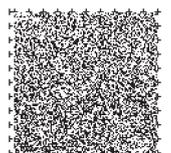
【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|--------|-------------------------------------|
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【サービス見込量】

施設入所支援

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|--------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 42 | 43 | 43 | 見込量 | 41 | 41 | 42 |
| | 実績 | 41 | 40 | (見込) 40 | | | | |



【現状と見込量の考え方】

○県内の入所施設が限られていることから、施設入所者数は横ばいとなっていますが、今後も同様な傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

○施設を必要とし、入所を希望する人は少なくないことから、十分な量が確保できるよう、障がい者の重度化、高齢化、「親亡き後」の生活を鑑み、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障がい者の自立した生活を支え、障がい者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

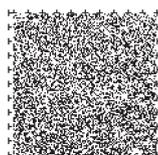
【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| 地域移行支援 | 福祉施設の入所者や入院中の精神障害者が地域で生活できるように、相談や調整・支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 地域の単身障がい者や家庭状況により家族の支援が受けられない障がい者で、自らサービス利用に関する調整が難しい方に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や調整・支援を行います。 |

【サービス見込量】

計画相談支援

| 項目 | | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|-----|----------|-------|---------|-------|-------|-------|----|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 17 | 19 | 21 | 見込量 | 33 | 35 | 37 |
| | 実績 | 27 | 31 | (見込) 32 | | | | |



地域移行支援

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 見込量 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 1 | 0 | (見込) 0 | | | | |

地域定着支援

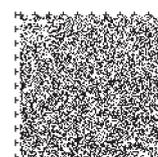
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 3 | 3 | 3 | 見込量 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 2 | 2 | (見込) 2 | | | | |

【現状と見込量の考え方】

- 計画相談支援の利用人数は、少しずつ増えていますが、障害福祉サービス利用者の約25%の方がセルフプランという現状です。
- 地域移行支援の利用者は、ほぼいませんが、今後は、精神障害者の方が施設や病院から地域社会への地域移行を推進していく取組がされていくことから、増加するとみられます。
- 地域定着支援の利用者は、横ばいの状況であり、今後も同様な傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 計画相談支援の利用人数は少しずつ増えていますが、依然としてセルフプランの人もいるという現状です。すべてのサービス等利用者が計画相談支援の利用につながるよう、計画相談支援についての周知と利用の促進を図ります。
- 地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。
- 支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組めます。



6 障がい児支援等の見込み

(1) 障害児通所支援

障がい児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障がい児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

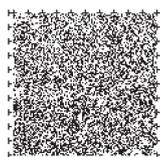
【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|-------------|--|
| 児童発達支援 | 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 |

【サービス見込量】

児童発達支援

| 項 目 | | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|-----|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 271 | 282 | 293 | 見込量 | 269 | 274 | 279 |
| | 実績 | 203 | 259 | (見込) 264 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 23 | 24 | 25 | 見込量 | 34 | 35 | 36 |
| | 実績 | 28 | 39 | (見込) 33 | | | | |



医療型児童発達支援

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 0 | 0 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 0 | 0 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |

居宅訪問型児童発達支援

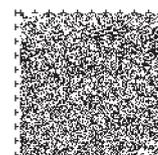
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 0 | 0 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 0 | 0 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |

放課後等デイサービス

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 497 | 509 | 521 | 見込量 | 709 | 777 | 851 |
| | 実績 | 461 | 590 | (見込) 647 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 41 | 42 | 43 | 見込量 | 63 | 69 | 75 |
| | 実績 | 40 | 50 | (見込) 58 | | | | |

保育所等訪問支援

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|----------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用日数 (人日/月) | 見込量 | 2 | 2 | 3 | 見込量 | 3 | 3 | 4 |
| | 実績 | 1 | 1 | (見込) 2 | | | | |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 2 | 2 | 3 | 見込量 | 3 | 3 | 4 |
| | 実績 | 1 | 1 | (見込) 2 | | | | |

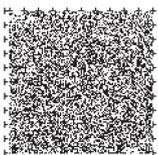


【現状と見込量の考え方】

- 児童発達支援の利用日数、放課後等デイサービスの利用人数、利用日数は増加しています。放課後等デイサービスについては、共働き世帯が増えていることから、今後もニーズは増加するとみられます。
- 医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は利用者がおらず、保育所等訪問支援は利用者が少ないことから、今後も同様な傾向が続くとみられます。

【見込量確保に向けて】

- 障がい児の発達を支援するために必要なサービスが利用できるよう、提供体制の充実を図ります。
- 障がい児の保護者がサービスについての情報を得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。



(2) 障害児相談支援等

障がい児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内 容 |
|----------------|---|
| 障害児相談支援 | <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p> <p>※障がい児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。</p> |
| 医療的ケア児コーディネーター | <p>専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障がい児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。</p> |

【サービス見込量】

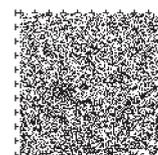
障害児相談支援

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 利用人数 (人/月) | 見込量 | 18 | 24 | 30 | 見込量 | 16 | 17 | 18 |
| | 実績 | 13 | 13 | (見込) 15 | | | | |

医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター

| 項 目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|-------------|----------|------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 配置人数 (人) | 見込量 | 0 | 0 | 1 | 見込量 | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 3 | 4 | (見込) 4 | | | | |

※地域自立支援協議会の圏域内においての見込とします。

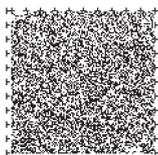


【現状と見込量の考え方】

- 障害児相談支援は、微増傾向にあり、今後も同様な傾向が続くとみられます。
- 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは、地域自立支援協議会の圏域内で4人いることから、今後もその数を維持していきたいと考えます。

【見込量確保に向けて】

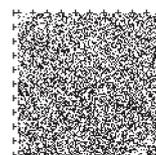
- 地域自立支援協議会の枠組みを活用し、相談支援事業所と連携を図り、対応していきます。
- 支援を必要とする児童が十分な相談ができるよう、周辺市町と連携し、相談体制及び支援体制の強化に取り組みます。
- 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターは、欠けることがないように、地域自立支援協議会の圏域内で、事業所に対し人員配置に配慮するよう働きかけをしていきます。



7 地域生活支援事業

①概要

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |
| 自発的活動支援事業 | 障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。 |
| 相談支援事業 | 障がい者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②市町村相談支援機能強化事業 ③住宅入居等支援事業 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者若しくは精神障害者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業 |
| 日常生活用具給付等事業 | 重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費） |



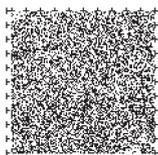
| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。 |
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設である地域活動支援センターについて、機能の強化を図ります。 |
| 日中一時支援事業 | 介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。 |
| 訪問入浴サービス事業 | 家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。 |
| 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 | 就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。 |
| 知的障害者職親委託制度 | 知的障害者を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。 |
| 社会参加促進事業 | スポーツ・レクリエーション活動や各種事業への参加促進など、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。 |

②量の見込み

白岡市で実施する地域生活支援事業は次のとおりです。

相談支援事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | | 第6期見込 | | | |
|---------------------|----------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 障害者相談支援事業 (か所/年) | 見込量 | 3 | 3 | 3 | 見込量 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 3 | 3 | (見込) 3 | | | | |
| 基幹相談支援センター (か所) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | (見込) 1 | | | | |



成年後見制度利用支援事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|-----------------------|----------|--------|-------|--------|-----|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 (件/年) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 1 | 1 | (見込) 1 | | | | |

意思疎通支援事業

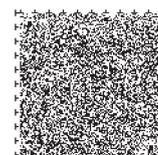
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|------------------------------|----------|--------|-------|---------|-----|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業 (件/年) | 見込量 | 75 | 75 | 75 | 見込量 | 58 | 58 | 58 |
| | 実績 | 52 | 55 | (見込) 34 | | | | |
| 手話通訳者設置事業 (人/年) | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 見込量 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 2 | 2 | (見込) 2 | | | | |

日常生活用具給付等事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|----------------------------|----------|--------|-------|----------|-----|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 介護・訓練支援用具 (件/年) | 見込量 | 4 | 4 | 4 | 見込量 | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 3 | 3 | (見込) 2 | | | | |
| 自立生活支援用具 (件/年) | 見込量 | 4 | 4 | 4 | 見込量 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 1 | 4 | (見込) 3 | | | | |
| 在宅療養等支援用具 (件/年) | 見込量 | 5 | 5 | 5 | 見込量 | 2 | 2 | 2 |
| | 実績 | 3 | 2 | (見込) 2 | | | | |
| 情報・意思疎通支援用具 (件/年) | 見込量 | 6 | 6 | 6 | 見込量 | 4 | 4 | 4 |
| | 実績 | 3 | 7 | (見込) 3 | | | | |
| 排泄管理支援用具 (件/年) | 見込量 | 408 | 421 | 435 | 見込量 | 377 | 395 | 413 |
| | 実績 | 341 | 383 | (見込) 359 | | | | |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件/年) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 1 | (見込) 0 | | | | |

手話奉仕員養成研修事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|--------------------|----------|--------|-------|---------|-----|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 手話奉仕員養成研修事業 (人) | 見込量 | 50 | 50 | 50 | 見込量 | 65 | 65 | 65 |
| | 実績 | 31 | 51 | (見込) 63 | | | | |



移動支援事業

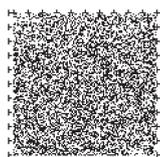
| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|----------------|--------------|--------|-------|----------|-------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 利用人数 (人/年) | 見込量 (登録数) | 36 | 37 | 38 | 見込量 (利用) | 10 | 10 | 11 |
| | 実績 (登録数) | 28 | 28 | (見込) 25 | | | | |
| | 実績 (利用) | 8 | 10 | (見込) 8 | | | | |
| 利用時間 (時間/年) | 見込量 | 725 | 730 | 735 | 見込量 | 730 | 730 | 803 |
| | 実績 | 728 | 759 | (見込) 660 | | | | |

地域活動支援センター機能強化事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|---------------|----------|--------|-------|---------|-----|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 設置か所数 (か所) | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 見込量 | 3 | 3 | 3 |
| | 実績 | 3 | 3 | (見込) 3 | | | | |
| 利用人数 (人/年) | 見込量 | 18 | 18 | 18 | 見込量 | 11 | 12 | 12 |
| | 実績 | 11 | 11 | (見込) 11 | | | | |

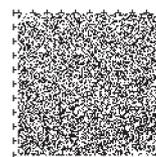
任意事業

| 項目 | 第5期見込・実績 | | | 第6期見込 | | | | |
|-------------------------------|--------------|--------|-------|---------|-------------|-------|-------|-------|
| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 日中一時支援事業 (人/年) | 見込量 (登録数) | 37 | 39 | 41 | 見込量 (利用) | 23 | 23 | 24 |
| | 実績 (登録数) | 43 | 41 | 40 | | | | |
| | 実績 (利用) | 23 | 24 | (見込) 17 | | | | |
| 訪問入浴サービス事業 (人/年) | 見込量 | 5 | 5 | 5 | 見込量 | 4 | 4 | 5 |
| | 実績 | 7 | 7 | (見込) 4 | | | | |
| 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 (人/年) | 見込量 | 2 | 2 | 2 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |
| 知的障害者職親委託制度 (人/年) | 見込量 | 1 | 1 | 1 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | 実績 | 0 | 0 | (見込) 0 | | | | |
| 社会参加促進事業 (人/年) | 見込量 | 48 | 50 | 52 | 見込量 | 35 | 35 | 36 |
| | 実績 | 37 | 35 | (見込) 32 | | | | |



③実施に向けた考え方

| 事業名 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業は、3市2町の広域事業として、3法人に委託して実施しています。 ○3市2町の広域事業として、基幹相談支援センターを1か所設置しています。 ○個別の相談支援事例、障がい者の虐待防止、権利擁護への対応ができるよう、地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置を充実するなど、相談支援体制の強化に努めます。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、その人の有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を進めていきます。 |
| 意思疎通支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者派遣事業は市の事業として実施していくほか、必要なサービスが確保できるよう、埼玉聴覚障害者情報センターとも連携・協力し、事業の充実に努めていきます。 ○要約筆記奉仕員派遣事業は引き続き、埼玉聴覚障害者情報センターに委託して実施していきます。 ○広域において手話講習会開催などにより、手話通訳者等の養成に継続して取り組みます。 ○代筆、代読、音声訳等の人材確保に向けて県等との連携を図ります。 |
| 日常生活用具給付等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き手話講習会を実施します。 |
| 移動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。 |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センターが地域の創作的活動又は生産活動の機会の提供の場となるよう、継続的な事業運営や事業の充実に向けて、事業者への情報提供や各種支援に努めていきます。 |
| 日中一時支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ○サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。 ○その他サービスとも、引き続き、事業を継続していきます。 |
| 訪問入浴サービス事業 | |
| 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 | |
| 知的障害者職親委託制度 | |
| 社会参加促進事業 | |

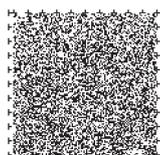


8 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児が、子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

【受入人数（実人数）】

| 項 目 | 第6期見込 | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 保育所 (人) | 5 | 5 | 5 |
| 認定こども園 (人) | — | — | — |
| 学童クラブ (人) | 13 | 13 | 13 |
| 幼稚園 (人) | 15 | 15 | 15 |
| 特定地域型保育事業（小規模保育等） (人) | 0 | 0 | 0 |
| その他の保育事業 (人) | 0 | 0 | 0 |



9 発達障害者等に対する支援

発達障害の早期発見・早期支援には、本人及びその家族への支援が重要です。また、家族等が障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援の体制の充実が求められています。

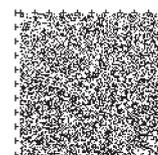
県発達障害者支援センターをはじめ、周辺市町及び地域自立支援協議会との連携を図り、発達障害に関する様々な情報提供や相談、支援の充実を図ります。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 発達障害者及び家族等への支援 | 発達障害児を持つ保護者を対象に、障がい児の行動を理解し、対応方法を考えること等を目的とした保護者向け学習会やペアレントトレーニングの機会を確保します。 |
| ペアレントメンター事業 | 発達障害のある子どもを育ててきた親が、様々な不安を持つ親に対して同じ立場から情報提供や助言等を行うペアレントメンターの取組を進めます。 |
| ピアサポート活動 | 当事者同士が集い、交流することで、情報交換や意見交換が行えるピアサポート活動を進めます。 |

【見込量】

| 項目 | 第6期見込 | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (人) | 0 | 0 | 1 |
| ペアレントメンターの人数 (人) | 0 | 0 | 1 |
| ピアサポートの活動への参加人数 (人) | 0 | 0 | 1 |



10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを実現するためには、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い等が包括的に確保されていくことが重要となっています。

保健所及び病院、周辺市町や地域自立支援協議会との連携を強化し、保健、医療、福祉等の協議の場を通じて、精神障害者に対する重層的な連携支援体制を構築します。また、地域生活支援拠点を活用し、体験の機会を定期的に利用できる体制を整え、「親亡き後」も誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう支援に努めます。

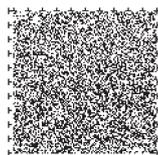
【概要】

| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場 | 保健、医療、福祉等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設け、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。 |
| 精神障害者に対する障害福祉サービスの充実 | 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助のサービスの充実を進め、地域で安心して生活できるよう支援します。 |

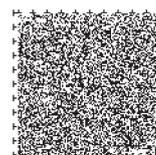
【見込量】

| 項目 | 第6期見込 | | |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 協議の場の開催回数 (回) | 12 | 12 | 12 |
| 協議の場への関係者の参加者数 (延べ人数) | 290 | 290 | 290 |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 (有無) | 有 | 有 | 有 |
| (回) | 1 | 1 | 1 |

※幸手保健所の管内及び地域自立支援協議会の圏域内における見込とします。



| 項 目 | 第6期見込 | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 |
| 精神障害者の地域移行支援 (人) | 2 | 2 | 2 |
| 精神障害者の地域定着支援 (人) | 3 | 3 | 3 |
| 精神障害者の共同生活援助 (人) | 9 | 9 | 10 |
| 精神障害者の自立生活援助 (人) | 1 | 1 | 1 |



11 相談支援体制の充実・強化等

ニーズを的確に把握し、必要な支援につなぐためには「相談支援」の役割が重要となっており、多種多様で、かつ複合的な相談内容を必要な支援につなげられるよう、相談支援機関との連携が必要となっています。

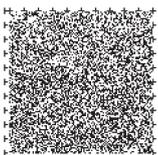
地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関との連携強化を図ります。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | 基幹相談支援センターを中心に、障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の構築を図ります。 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業に対する訪問等による専門的な指導・助言を行うとともに、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化を図ります。 |

【見込量】

| 項目 | 第6期見込 | | |
|---------------------------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 総合的・専門的な相談支援の実施 (有無) | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業者に対する指導・助言件数 (件) | 28 | 28 | 28 |
| 人材育成の支援件数 (件) | 14 | 14 | 14 |
| 連携強化の取組の実施回数 (回) | 12 | 12 | 12 |



12 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障がいの重度化や高齢化とともに、ニーズの多様化に対応するために、質の高いサービス提供が求められており、地域自立支援協議会において、サービスの質の向上に取り組んでいます。

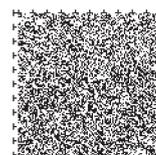
県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修等を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、請求上の注意点等について事業所への周知を行います。

【概要】

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|--|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 障害者総合支援法の具体的内容を理解する観点から、県や市等が行う研修の積極的な参加を図ります。初任者研修、権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加を進めます。 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | システムの審査結果を分析してその結果を事業所等との共有を進めることにより、請求の過誤をなくすとともに、適正化と事務負担の軽減を図ります。 |

【見込量】

| 項目 | 第6期見込 | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 県が実施する研修への参加人数 (延べ人数) | 10 | 10 | 10 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制 (有無) | 無 | 無 | 無 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数 (回) | 0 | 0 | 0 |



13 サービスの確保策

(1) 人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

相談支援の提供体制の整備と質の確保のため、相談支援専門員の研修情報の提供など、基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会との連携に努めます。

(2) 確実な情報提供

サービスの内容や利用方法などについて、利用者や市民、事業者に対し、ホームページやパンフレットなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

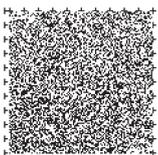
(3) サービス提供基盤の整備方針

各サービスの提供に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域で設置している地域自立支援協議会を活用して周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、地域資源の有効活用なども視野に入れ、解決策の検討を図ります。また、現在事業展開が少ないサービスについては担い手を作っていく視点も重要であることから、県のNPO活動支援等の情報提供を行い、事業者の育成につなげていきます。

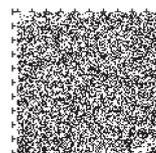
(4) サービスを利用しやすい環境づくり

必要な方に必要なサービスを提供していくために、地域自立支援協議会を有効に活用し、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し充実に努めます。

また、介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当課やケアマネジャー等関係者との連携や地域資源を活用したサービス提供体制の推進に努めます。



第4章 施策を円滑に推進するために重要な事項



第4章 施策を円滑に推進するために重要な事項

1 成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、必要なサポートが得られるようにしていくことが必要です。今後は、「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制の整備に努めるとともに、成年後見制度やあんしんサポートねっと事業などについて、一層の周知を進めます。

また、成年後見制度の利用に関する関心が高まっていることから、利用に関する相談活動を充実します。

2 障がい者等に対する虐待防止

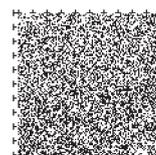
「障害者虐待防止法*」を踏まえ、障害福祉サービス等を提供する事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備することとされています。

市障害者虐待防止センターを中心として、虐待の未然防止や早期発見、虐待事案の迅速な対応に努めるとともに、地域生活支援拠点等を活用した一時保護に必要な居室の確保など、虐待を受けた障がい者等の保護や自立支援を図る体制づくりを進めます。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」では、障がい者等に対する不当な差別的取扱いや、配慮の負担が重過ぎない合理的配慮が提供されないことを、差別に当たると規定しています。

差別解消のための啓発とともに、事業者においては国の対応指針を踏まえた配慮が求められていることから、場面や状況に応じた柔軟な対応についての理解を促進します。また、障害に関する差別についての相談窓口の充実にも努めます。



4 サービス利用者の安全確保

サービス提供事業所は、地域に開かれた施設という方向性を保ち、日ごろから地域や関係機関との緊密な関係性を通じて、利用者の安全確保に努めることが求められています。また、サービス提供事業所は、福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえ、防災対策を考慮していくことが必要です。

さらに、サービス利用者が安心して生活できるよう、サービス提供事業所職員への権利擁護の視点を含めた研修の充実とともに、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが重要となっています。

5 障がい者等の芸術文化・スポーツ活動支援による社会参加等の促進

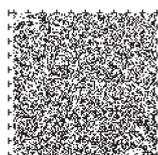
障がい者等の芸術文化・スポーツ活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や理解を促進します。活動に対する相談支援やサポート人材の育成、参加や発表の機会の充実等、芸術文化・スポーツ活動の幅広い支援に努めます。

6 視聴覚障がい者等への情報提供体制の充実とコミュニケーションの支援

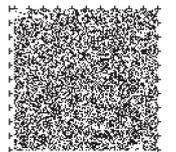
障がいの特性により、意思疎通や情報取得に困難があることを理解し、点訳、代筆、代読、音声訳等の様々なコミュニケーション手段や情報提供体制の充実を図ることが必要です。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く普及させることにより、ろう者とろう者以外の者とが互いを理解し合い、ともに支え合い、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会を実現するため、令和2年6月に制定された「白岡市心をつなぐ手話言語条例」の推進を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の制定を踏まえ、視覚障がい者等の図書館利用への配慮や読書環境の整備を進めます。



第5章 計画の推進



第5章 計画の推進

1 計画推進のための方針

(1) 障がいのある人のニーズの把握と連携による施策の推進

各施策やサービスを適切に、かつ、効果的に推進していくためには、施策・事業の内容やその提供方法などについて、きめ細かい対応方策を検討していくことが重要です。広域で設置している地域自立支援協議会を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努め、課題を共有しながら、施策の推進に当たります。

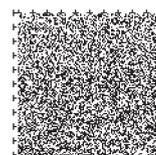
(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がい者(児)についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や市民参加によるきめ細かい福祉活動を促進します。

(3) 障がい者(児)の地域参加の促進

障がいのある人が地域とのつながりを強められるよう、地域行事や各種イベントに、積極的に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進していきます。



2 関係機関との連携による推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、研修等を通じて職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

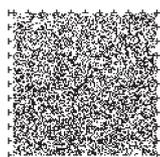
(2) 市民協働による推進体制の整備

障がいのある人が地域で生活していくためには、行政だけでなく地域の住民による支え合いが不可欠です。また、障がいのある人にきめ細かい支援を行える市民の自主的な団体や組織の活動は、地域の福祉を向上させる上でも大変有効なものです。障がいのある人の地域生活を豊かにするため、市民の様々な活動との連携を進め、市民協働による推進体制の整備に努めます。

(3) 地域ネットワークの強化

地域福祉の推進は、広く市民に期待され、行政だけでなく様々な団体や組織、そして一人一人の市民の参加が不可欠です。市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、様々な立場からの参画を得て、広域により地域自立支援協議会及び基幹相談支援センターを設置しており、多様な意見・提言に基づき、地域の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がい福祉に関する資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいます。今後も、地域ネットワークの強化と、それに基づく効果的な支援の充実に取り組んでいきます。

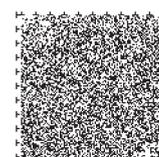
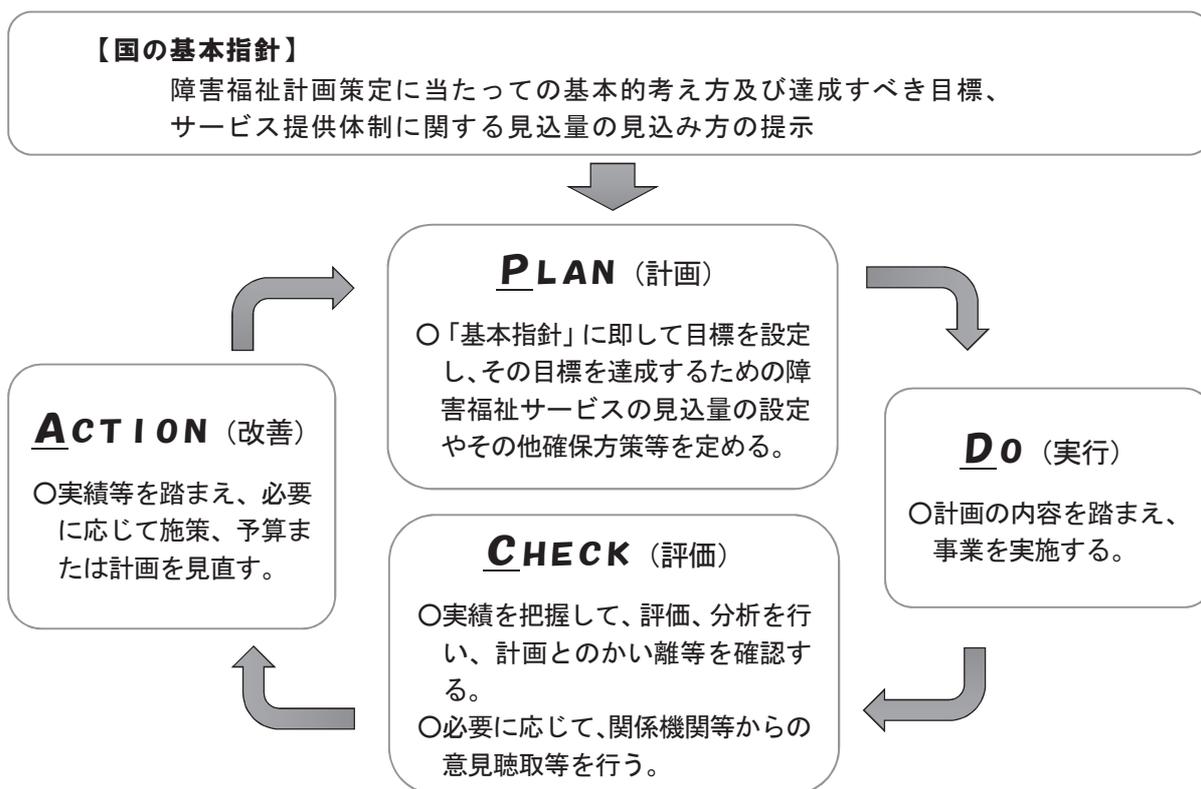


(4) 計画の進行管理

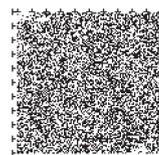
計画の進捗状況について調査・把握に努め、障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換を行う場を設定します。

また、PDCAサイクルによる計画の着実な推進に努めます。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

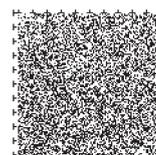


資料編



策定経過

| 年月日 | | 会議等 |
|------|------------------|---|
| 令和2年 | 7月27日 | 第1回白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○委員委嘱、会長・副会長の互選 ○懇話会の役割について ○第6期障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）策定の趣旨・概要について ○関係団体等ヒアリングの実施について ○第5期障害者基本計画進捗状況について |
| | 9月14日～18日 | 関係団体等へのヒアリング実施 [実施団体等] 白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会 白岡市聴覚障害者協会 白岡市民生委員・児童委員協議会 白岡市ボランティア連絡会 白岡市社会福祉協議会 白岡市障害者デイサービスセンター 埼玉北地区基幹相談支援センター「トロンコ」 埼玉北障害者生活支援センター「たいよう」（身体・知的） 埼玉北障がい者生活支援センター「ふれんだむ」（精神） 放課後等デイサービス事業所「タイムこどもデイサービスめろでい」 |
| | 10月20日 | 第2回 白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○関係団体等へのヒアリング結果報告 ○障害者（児）の現状と課題について ○計画骨子について |
| | 12月4日 | 第3回 白岡市障害者基本計画等策定懇話会 ○計画案について ○パブリックコメントの実施について |
| | 12月25日～ 1月25日 | パブリックコメント実施 |
| 令和3年 | 2月 | 第4回 白岡市障害者基本計画等策定懇話会（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言により書面会議） ○パブリックコメントの結果について ○計画案について |
| | 3月 | 計画の決定 |



白岡市障害者基本計画等策定懇話会設置要綱

令和2年3月31日
白岡市告示第62号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下これらを「障害者基本計画等」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市障害者基本計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者基本計画等の策定に対し、意見を述べ、必要な助言を行うこと。
- (2) 障害者基本計画等に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) 障害者基本計画等の推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者及び障害児の保健福祉事業又は活動に携わる者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

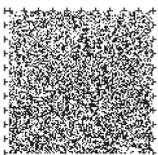
第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

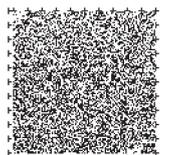
附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。



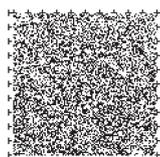
白岡市障害者基本計画等策定懇話会委員名簿

◎会長 ○副会長

| | | 氏 名 | 所属団体等 | |
|----|--|-------------------|----------------------|-----|
| 1 | 1号委員 (学識経験者) | 吉野 高男 | 白岡市小中学校長会 | |
| 2 | | 横須賀 弘之 | 埼玉県立久喜特別支援学校 | |
| 3 | 2号委員 (障害者及び障害児 の保健福祉事業又は 活動に携わる者) | ◎澤田 透 | 白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会 | |
| 4 | | 園部 泰由 | 白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会 | |
| 5 | | 山縣 鈴代 | 白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会 | |
| 6 | | 石井 登美子 | 白岡市の障害児者の福祉を考える連絡協議会 | |
| 7 | | 高橋 一雄 | 白岡市聴覚障害者協会 | |
| 8 | | 松浦 禎洋 | 白岡市障害者デイサービスセンター | |
| 9 | | 小森 あゆ子 | 白岡市ボランティア連絡会 | |
| 10 | | ○斎藤 功 | 社会福祉法人 白岡市社会福祉協議会 | |
| 11 | | 池澤 照江 | 白岡市民生委員・児童委員協議会 | |
| 12 | | 会田 明美 | 埼玉県幸手保健所 | |
| 13 | | 吉松 光夫 | 白岡市スポーツ推進委員連絡協議会 | |
| 14 | | 吉澤 久美子 | 埼玉葛北地区基幹相談支援センター | |
| 15 | | 3号委員 (公募に応じた者) | 寺井 堅一 | 公 募 |

敬称略

任期 令和2年7月27日から令和5年3月31日まで



提 言 書

令和3年2月17日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市障害者基本計画等策定懇話会
会 長 澤 田 透

白岡市障害者基本計画等策定懇話会からの提言

3年ごとに見直しを行う障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の今後の利用見込量等を定めるもので、障がいのある市民にとって、欠くことのできない福祉支援のための計画です。

今回の計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での策定でした。障がいのある人は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高く、命の危険も伴います。また、新型コロナウイルス感染症に対し障がい当事者と家族の方から、いざという時の備えの不安など、感染防止対策と支援の充実を求める声も上がっています。

新型コロナウイルス感染症は、今回の計画策定にも影響を与えました。今後の利用見込量等の検討におきましては、平成30年度と令和元年度の2年間の実績に加え、新型コロナウイルス感染症による利用変動を考慮いたしました。また、策定懇話会は限られた時間での検討でしたが、各委員の多くの意見と活発な論議により、計画案をまとめることができました。

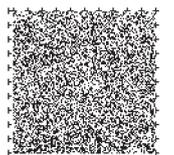
計画は生きたものでなければならないと思います。今回の策定懇話会から、委員の任期は、策定年度のみから3年間に変更となり、計画策定後の施策の進捗管理、評価、見直し等の検討機会が保障されました。今期計画が白岡市の障がい者に寄り添った実効性のあるものにするために、任期変更は必要な改善でした。

「障がいがある人もない人も誰もが、当たり前で生活し、活動し、参加できる社会」の実現を目指し、障がい者の合理的配慮の一つとして、いつでも必要な時に必要なだけ障害福祉サービス等を利用できる白岡市を市民とともに目指すことを望みます。

計画策定に当たり、下記のことを提言いたします。

記

- 1 白岡市内には、精神障害のある人が利用できる障害福祉サービス事業所が少ないため、増加する精神障害のある人の福祉拡充のために事業所の整備に努めてください。
- 2 障がいの重度化、高齢化が進む中で、安心して暮らすことのできる障害者支援施設、グループホーム及び短期入所事業所が不足しています。施設整備促進に努めてください。
- 3 障がいや障がいのある人、障がい福祉についての理解を市民に広げるとともに、障がい当事者や家族に対する障害福祉サービス等の相談支援の拡充策を講じてください。



白岡市心をつなぐ手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指及び体の動き並びに表情を使って視覚的に表現する言語である。また、手話は、物事を考え、互いを理解し合い、知識を蓄え、社会生活を営むための言葉として、ろう者が長年に渡って大切に育んできた言語である。

しかしながら、これまで手話が言語として認められず、また、手話を使用する環境も整備されてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、多くの不便と不安を抱えながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語であることが明記されたことに鑑み、手話に対する理解を深め、手話を普及し、手話を使いやすい環境を整備していくことが求められている。

これを受け、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者とは互いを理解し合い、ともに支え合い、ともに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とする。

(市の責務)

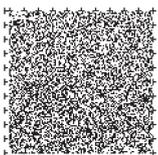
第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を使いやすい地域社会の実現のため、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。



(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画において、手話及びろう者に対する理解の促進、手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備の推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

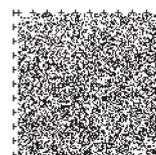
2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

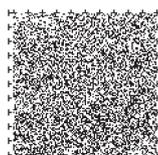
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

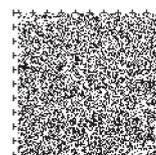


用語説明

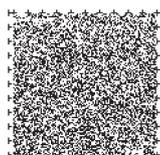
| 用語 | 説明 |
|--------------|---|
| さ行 | |
| 児童福祉法 | 次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。 |
| 障害者基本法 | 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めたものです。 |
| 障害者虐待防止法 | 障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律。障がい者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための施策などが定められています。これにより、市町村障害者虐待防止センターが設置されています。 |
| 障害者雇用促進法 | 障害者の雇用の促進等に関する法律。事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けています。 |
| 障害者の権利に関する条約 | 各国が障がい者に、障がいのない人と同等の権利を保障し、社会参加の促進に努力することを盛り込んだ条約です。日本は、平成26年に批准しました。 |
| 障害者差別解消法 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。また、障がいを理由として、正当な理由なく、拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為や、合理的配慮をしないことが差別になるとしています。合理的配慮とは、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなっている社会的障壁を取り除くために、その状況に応じて負担になり過ぎない範囲で行われる配慮をいいます。公共施設等のバリアフリー化や筆談などによる意志の疎通など、様々なものがあります。 |



| 用 語 | 説 明 |
|-------------|---|
| 障害者総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うものであり、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。また本法律での障がい者の定義には難病等が含まれています。 |
| 障害者優先調達推進法 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。国や地方公共団体等が、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るものです。 |
| 成年後見制度 | 知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人の契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るものです。 |
| 成年後見制度利用促進法 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律。成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本的事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。 |
| な行 | |
| 難病 | 障害者総合支援法においては、難病等の範囲について「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定しています。また、難病法で指定する疾病は333ですが、障害者総合支援法においては361の疾病が対象とされています（令和元年7月1日現在）。 |



| 用 語 | 説 明 |
|-------------|--|
| は行 | |
| 発達障害（発達障がい） | 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとされています。 |
| 発達障害者支援法 | 発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。 |



白岡市第6期障害福祉計画
(障害児福祉計画を含む。)

令和3年3月

発行 白岡市
編集 白岡市健康福祉部福祉課
〒349-0292
埼玉県白岡市千駄野432番地
電話 0480-92-1111 (代)
[http:// www.city.shiraoka.lg.jp](http://www.city.shiraoka.lg.jp)

